

令和8年度

くらしと県税



福島県総務部税務課

はじめに

みなさんが納める県税は、県が住民サービスを提供し、震災と原子力災害からの復興と創生を進めるために重要な財源です。

この「くらしと県税」は、県税のしくみや震災及び復興に係る特例のあらましをまとめたものです。

なお、記載されている内容は、令和8年7月現在のものです。

目次

くらしと税金

税とは？	2
「税についての作文」入選作品紹介	2
令和8年度当初予算の概要	3
県税収入の特徴	4
税金の種類	5

県税のあらまし

個人県民税	7
個人住民税における特別徴収について	11
ふるさとふくしま応援寄附金（ふるさと納税）	11
法人県民税	12
ふくしま森林づくり県民税	13
県民税利子割	13
県民税配当割	14
県民税株式等譲渡所得割	14
個人事業税	15
法人事業税	16
不動産取得税	19
自動車税	22
鉦区税	24
県固定資産税	24
地方消費税	24
軽油引取税	26
ゴルフ場利用税	27
県たばこ税	27
狩猟税	28
産業廃棄物税	28

県税の納付

県税の申告と納税	29
納める方法	30
口座振替による納税（個人事業税）	31
納税貯蓄組合	31
電子申告、電子納税、電子申請・届出	31
納税の猶予・減免	32
特定非営利活動法人に係る県税の課税免除	33
延滞金・加算金	33
納税証明書	35
滞納処分	36
差押財産（物件）の公売	36
県税の救済	36

東日本大震災に関する県税のお知らせ

法人県民税	37
個人事業税	37
不動産取得税	38
自動車税・自動車取得税	39
軽油引取税	41
福島復興再生特別措置法による県税の課税免除	41

税制改正の概要

令和8年度税制改正等の概要（県税関係）	42
---------------------	----

お問い合わせ

県税について	44
市町村税について（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税など）	44
国税について（所得税、法人税、消費税など）	44

税とは？

なぜ、私たちは税を納めなければならないのでしょうか？

私たちの日常生活が、国や地方公共団体の行政活動と深く結びついているからです。これらの活動を通じて、私たちはいろいろな公共サービスを楽しんでいます。

例えば、国や地方公共団体は、私たちの生命や財産を犯罪や災害から守ったり、みんなで利用する道路、公園、学校を建設したり、社会保障として人々の生活を援助したり、科学技術や産業の振興を図るなど、いろいろな仕事を行っています。これらの公共的な仕事は、私たちが豊かで明るい社会生活を営む上で必要不可欠なものばかりですが、これらの行政活動には多くの経費が必要です。

税は、これら国や地方公共団体に課せられた行政活動を行う上で、欠かすことのできない貴重な財源になっているのです。

もし、私たちが税を納めなかったらどうなるのでしょうか？

国や地方公共団体は、十分な行政活動を行うことができなくなります。必要な財源が不足することにより、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスが縮小されたり、提供されなくなったりしてしまいます。そうなった場合、一番困るのは他でもない私たち自身ではないのでしょうか。納税の義務が、国民の基本的な義務の一つ（憲法第 30 条）となっているのもそのためです。

私たちは、「社会共通の経費」として税を負担し合うことによって、お互いに協力し支え合いながら社会生活を営んでいるといえるでしょう。

「税についての作文」入選作品紹介

将来の福島県を担う中学生の皆さんに、税に対する関心を高め、理解を深めてもらうことを目的として、中学生の「税についての作文」募集事業を福島県が主催し、福島県教育委員会、福島県租税教育推進協議会の後援により実施しました。

令和 7 年度入選作品のうち全国納税貯蓄組合連合会会長賞など 16 編について、県税務課ホームページに掲載していますので、ぜひご一読ください。ここでは、全国納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞した作品を紹介します。

税とともに生きる

檜枝岐村立檜枝岐中学校 3 年 星 優月

私は社会科の授業が好きだ。特に昔の人がつくった様々なものの始まりを知ると、その背景や当時の人々について想像が広がり、とてもわくわくする。それは建築物であったり、今に活かされている社会の仕組みであったりするが、知るたびにそれらがうまく成り立っているということと、それを思いつき、広めた人々の知恵に感心する。

税金もその一つだ。一学期、私たちは学校で租税教室があり、税金の種類やどのようなところに使われているのかを学んだ。私たちの地域には温泉があるため、温泉に入る際にお客さんが 150 円を税金として支払うという、入湯税が身近な税金として挙げられる。現代だからこそ入湯税が日常的に浸透しているものの、最初に思いついた人は本当にすごいと思う。

租税教室と同じ頃、ニュースでは参議院選挙の演説の内容を報じていた。「所得税の見直し」「食料品の消費税をゼロに」「消費税の減税、段階的廃止を」。選挙の一つの争点となっていた税についての主張を見て、私は疑問に思った。なぜ大人は私たちに税の大切さを教えているのに、それを減らしたり、無くしたりすることを主張しているのだろうか。私たちの今を支えてくれている税金を、大きく変えてしまうのは問題ではないのだろうか。

そこで私は、どんな視点で税制が見直されることがあるのかを調べてみた。税制改正は、4 月から秋ごろまで

時間をかけて審議され、その視点は主に三つに分けられるようだ。一つ目は政策的な理由で改正されるもの。二つ目は災害対応のために改正されるもの。そして三つ目が、時代に合わせて見直されるものである。私は、時代の変化によって税金も変えられているということに驚いた。考えてみれば、確かにそれは必要なことである。時代が変化すれば人々の生活も変化するのだから、そのしくみが変わらない方が問題だ。

私は今まで、税金を払わなければならないというきまりのなかで私たちは暮らしているのだと思っていた。しかしそうではなくて、税金が私たちに合わせて変化するということは、私たちはそのきまりとともに暮らしているのだということに気が付いた。

これからの時代、私たちが生きていく時代は予測不可能であるように思える。だからこそ、生活の変化が起きたときに、税金や他にも色々な社会のきまりを変えられるよう、一人一人が自分の声を届ける投票に行くことが大切だと思った。

今までもこれからも、ずっと私たちは社会のきまりとともに変化しながら生きていこう。私は納税者、そして 3 年後からは有権者として、私たちの未来を支えられるよう、納得のできる行動をしていきたい。

令和8年度 当初予算の概要

総額 1 兆 2,606 億円

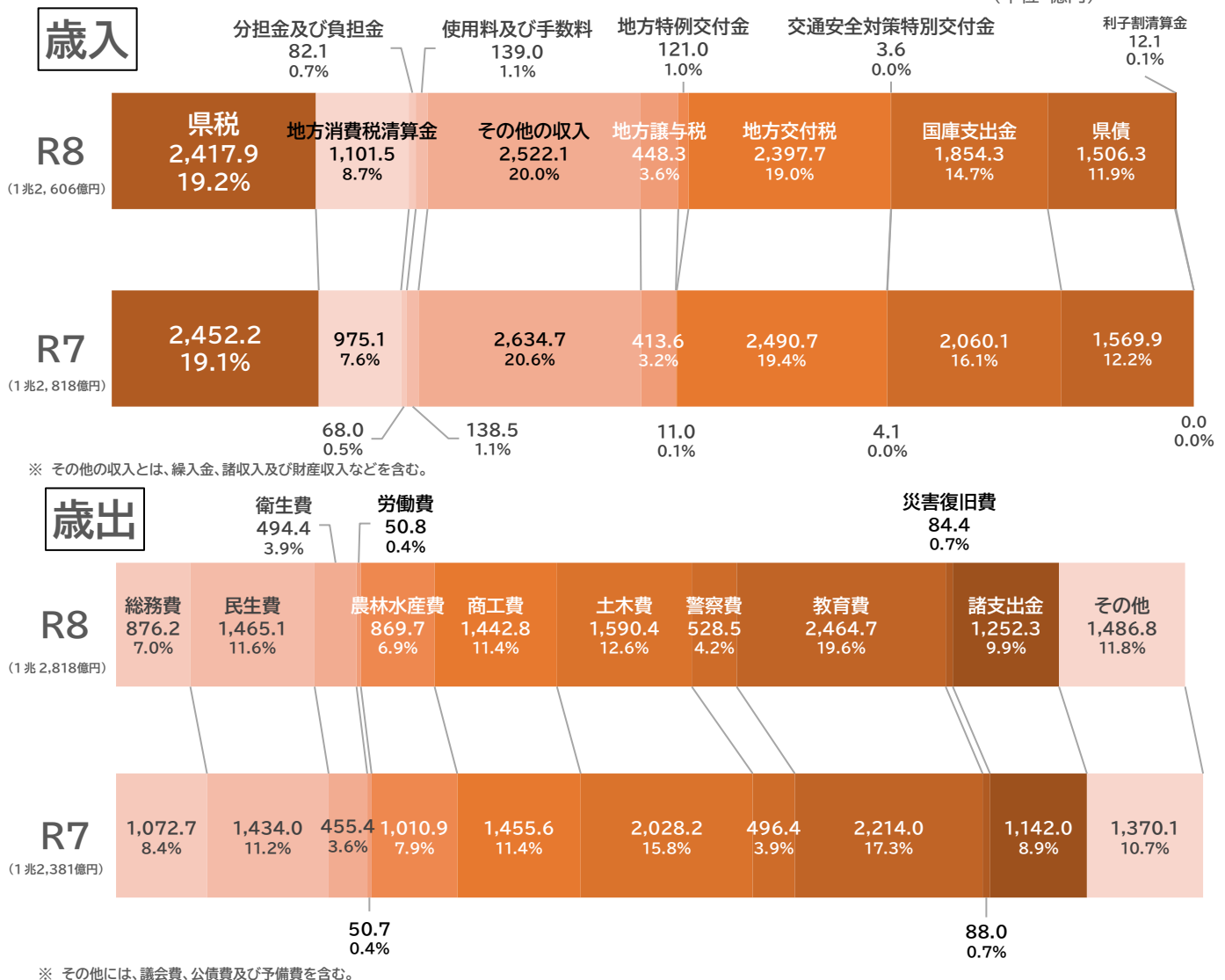
一般会計当初予算の総額は、前年度と比較して 212 億円（1.7%）減の 1 兆 2,606 億円です。うち、復興・創生分として 1,970 億円を計上しています。

歳入については、皆様に納めていただく県税や地方交付税はもとより、「原子力災害等復興基金」などの各種基金を有効に活用し、必要な財源の確保に努めています。

歳出については、根拠に基づく政策立案の考え方により、徹底した事務事業の見直しに努め、予算編成を行っています。

歳入・歳出予算規模 令和8年度 1兆2,606億円 令和7年度 1兆2,818億円

（単位：億円）



ひとくちメモ



ふくしまを応援する
「ペコ太郎」

● 地方交付税とは

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、地方行政サービスの水準を維持するため、国税として徴収された所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額が地方公共団体の財政力に応じて交付されるものです。

● 地方譲与税とは

税を徴収する便宜上、国税として徴収されたものの全部又は一部が地方公共団体の財源として、一定の基準で譲与されるもので、県に対しては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税などがあります。

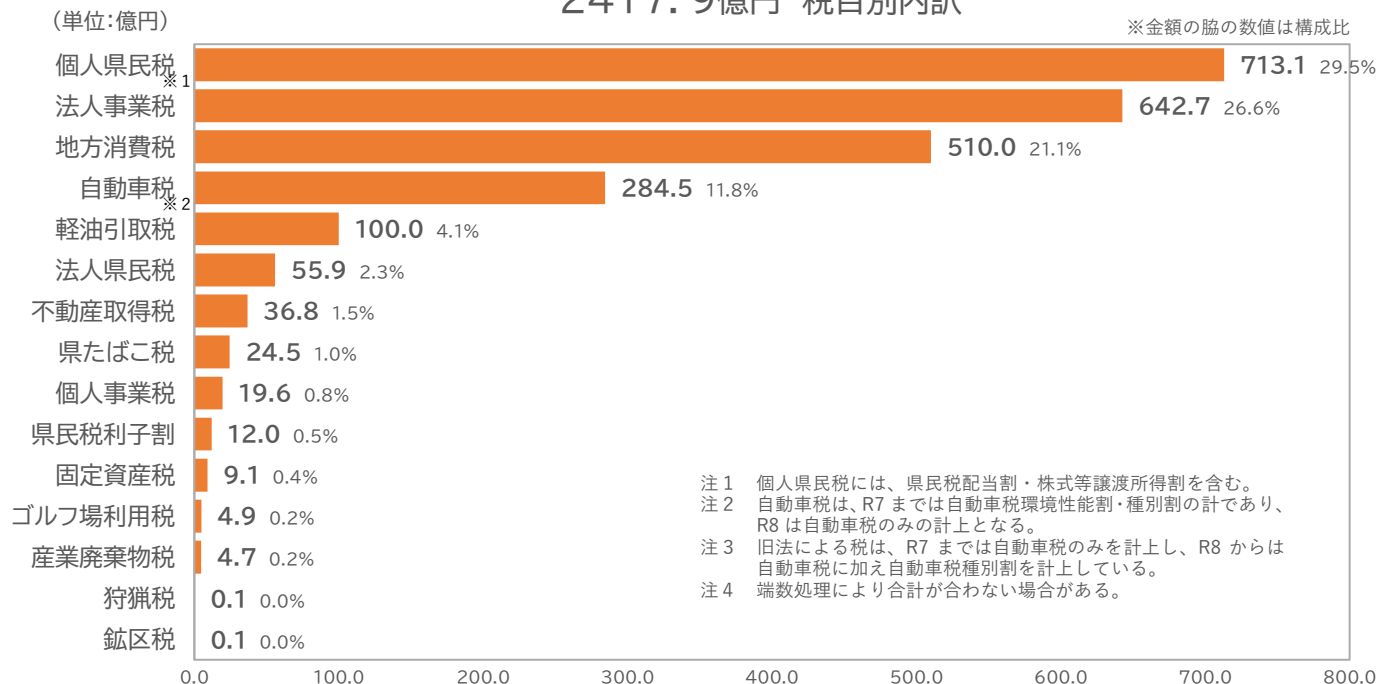
● 国庫支出金とは

社会保障や教育、公共事業など特定の仕事のために国が使いみちを決めて地方公共団体に交付する補助金、負担金、委託金などの総称です。

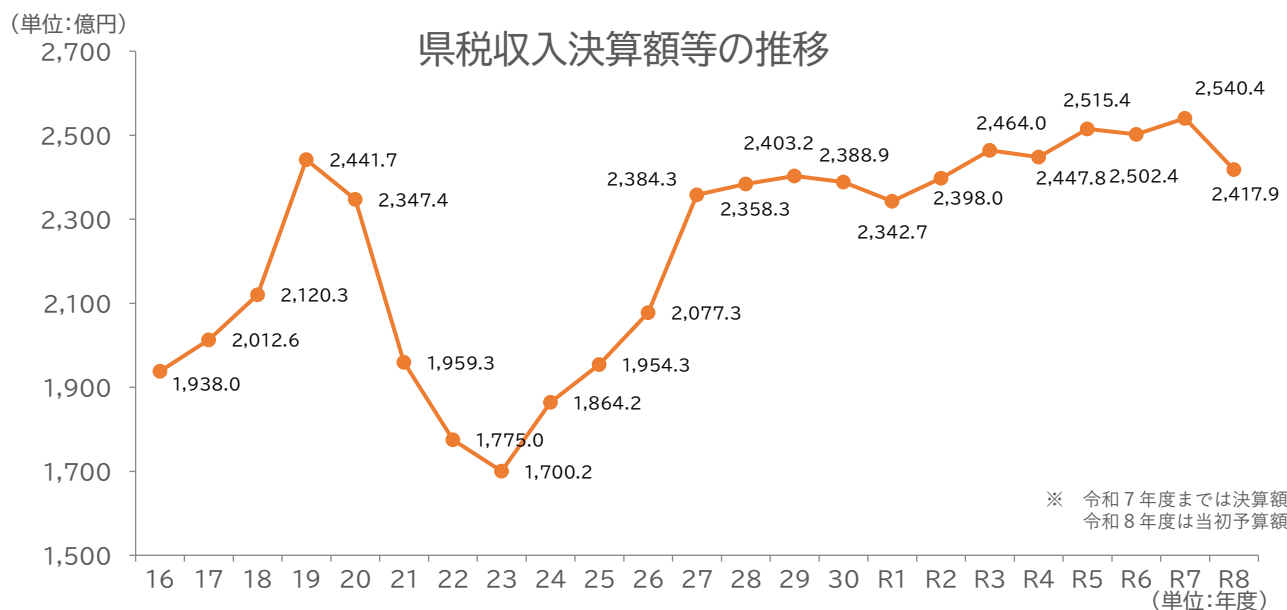
県税収入の特徴

令和8年度県税収入予算(当初)

2417.9億円 税目別内訳



県税収入決算額等の推移



県民1人당に使われるお金

一般会計歳出予算1兆2,606億円を、県民1人당に当てはめると・・・

ひとくちメモ



ペコ太郎

1. 教育費	145,000 円
2. 公債費	86,000 円
3. 民生費	86,000 円
4. 土木費	94,000 円
5. 商工費	85,000 円

(県民1人당に使われるお金)

約 742,000 円

推計県民人口

1,697,936 人

(令和8年7月1日現在)

県民1人당が納める県税額

約 142,000 円

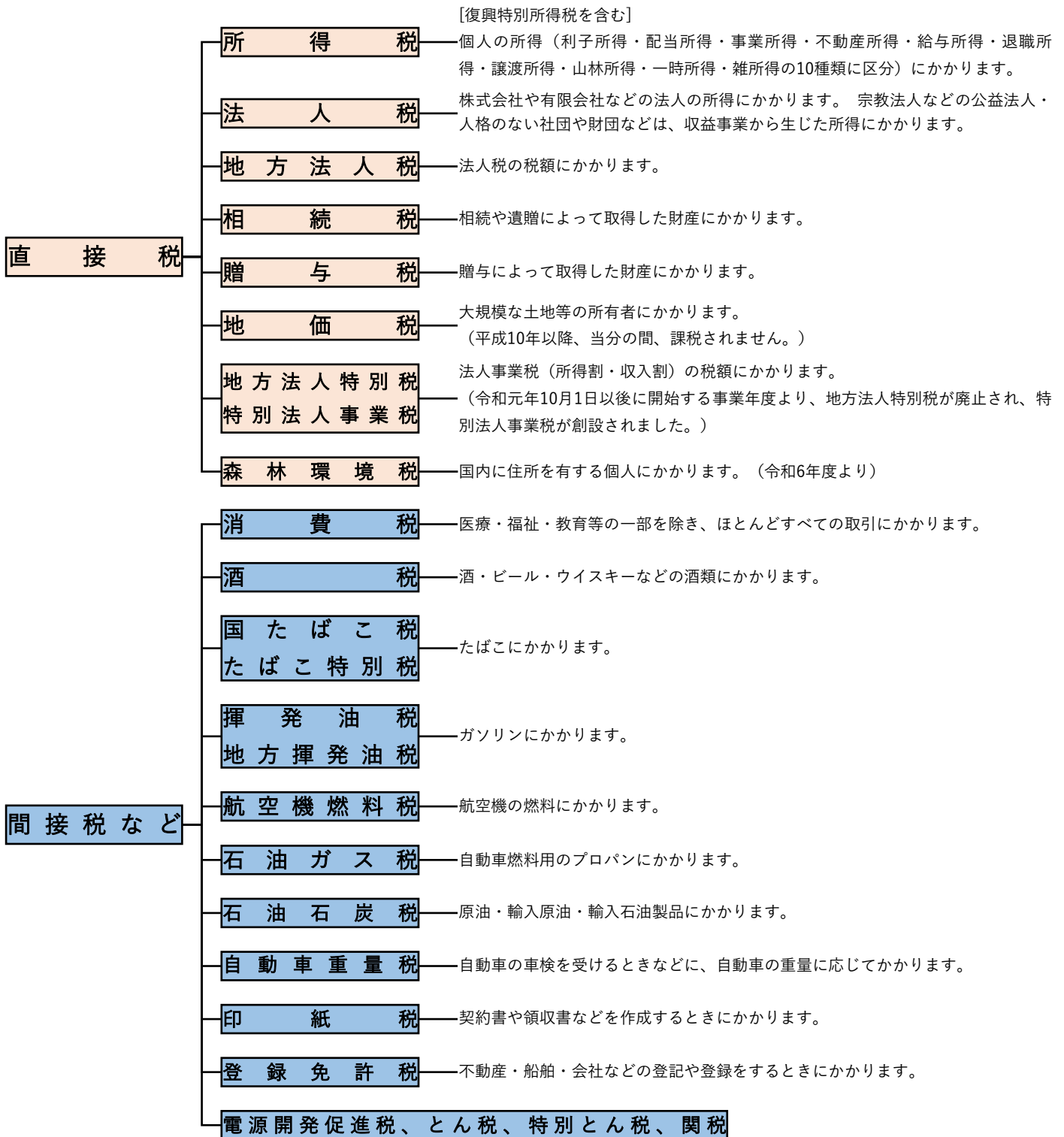
6. 総務費	52,000 円
7. 農林水産費	51,000 円
8. 警察費	31,000 円
9. 衛生費	29,000 円
10. その他	83,000 円

※千円未満は四捨五入

税金の種類

税金には、2つの種類があります。国に納める国税と地方公共団体に納める地方税です。地方税は、県（都道府）税と市町村税に分かれます。

国税



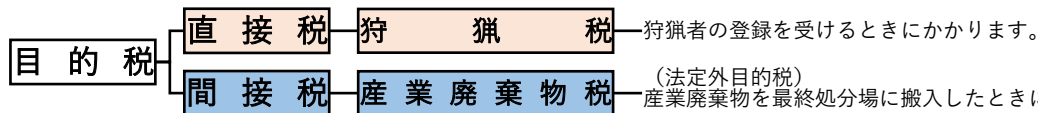
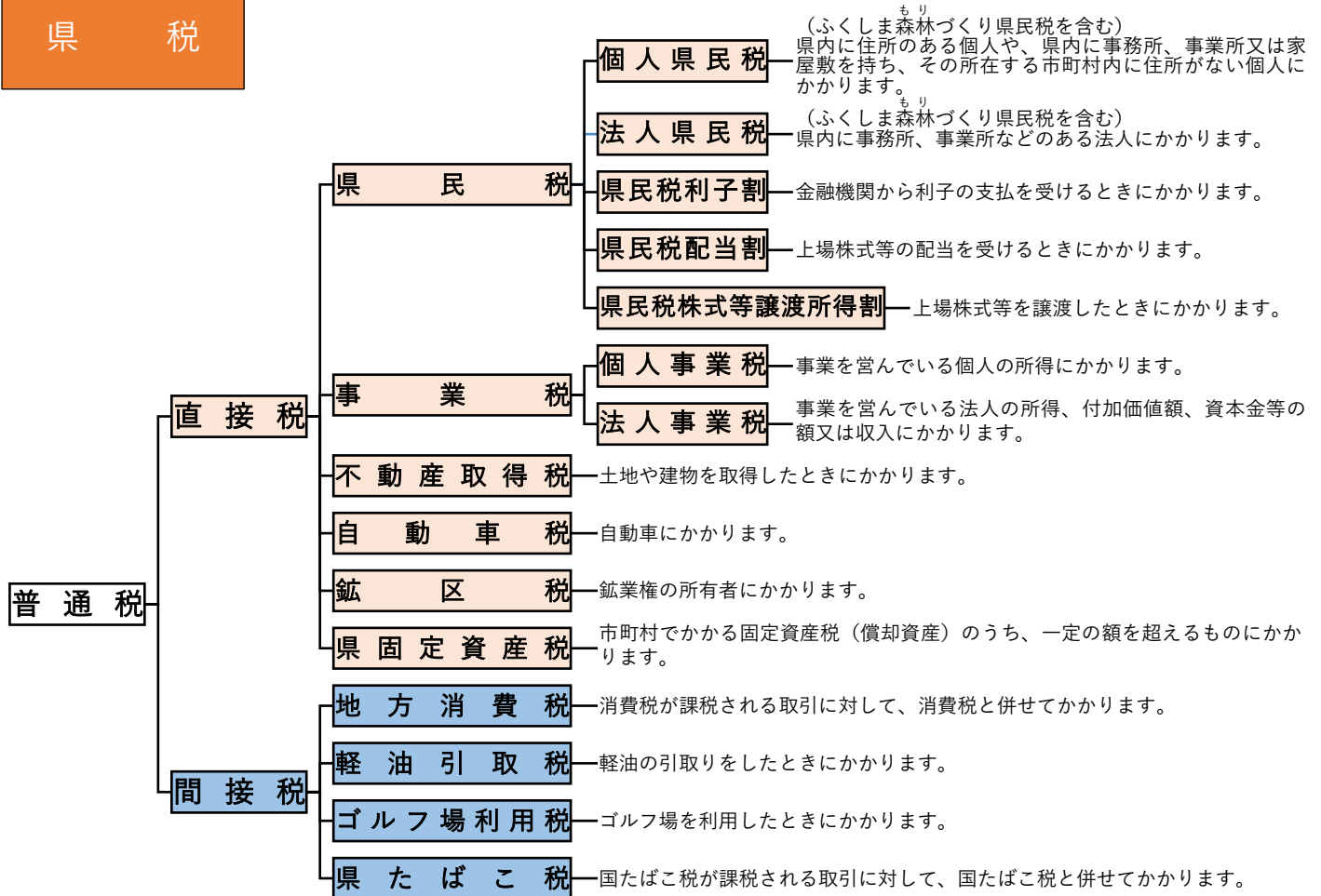
ひとくちメモ

直 接 税・・・税金を負担する人と納める人が同じ税
 間 接 税・・・税金を負担する人と納める人が異なる税
 普 通 税・・・一般的な経費に充てるために課税される税
 目 的 税・・・特定の経費に充てるために課税される税
 法定外普通税・・・地方税法で定めのある税目以外の税で普通税であるもの
 法定外目的税・・・地方税法で定めのある税目以外の税で目的税であるもの

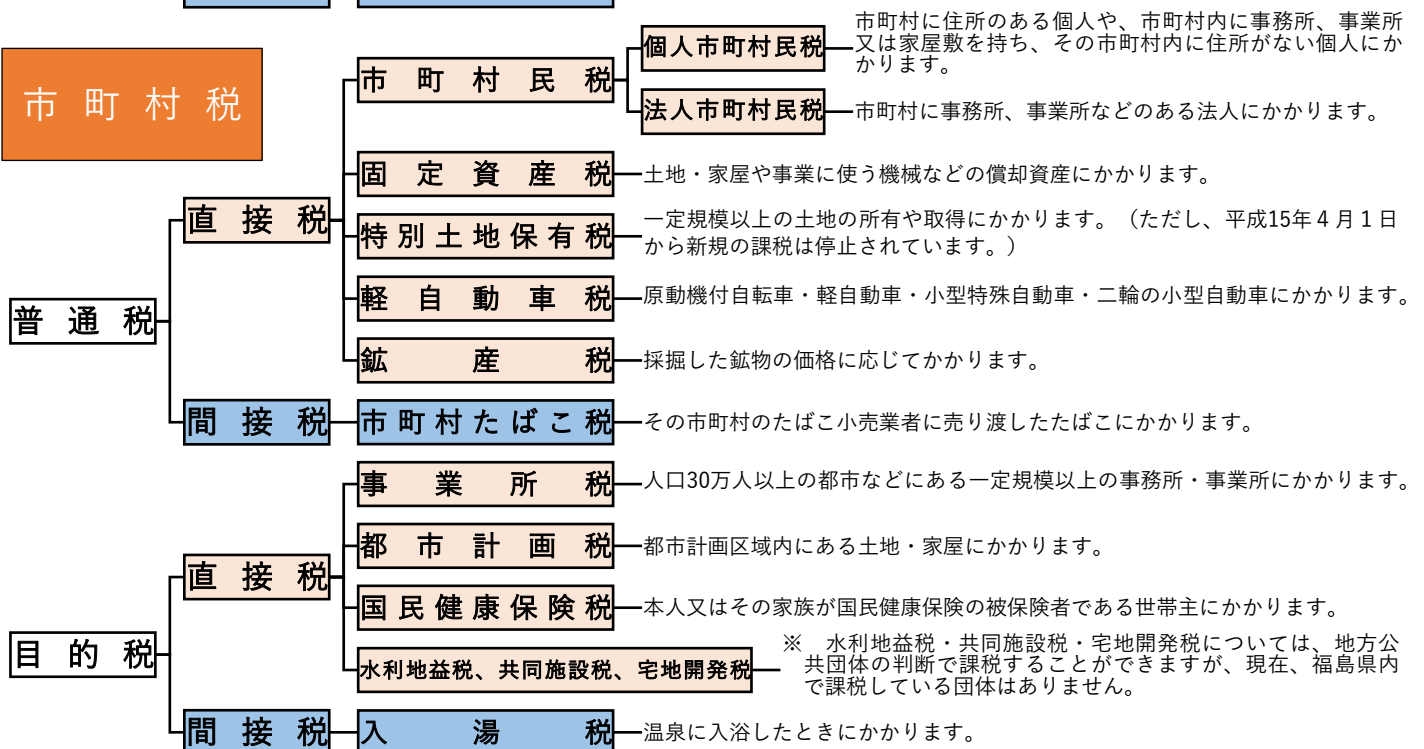


地方税

県 税



市 町 村 税



県民税

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民の皆さんにその能力に応じて負担していただくものです。個人には個人県民税、法人には法人県民税が課税され、利子等の支払いを受ける者には県民税利子割が、個人で上場株式等の配当等や譲渡の対価等の支払いを受ける場合には県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割が課税されます。県民税と市町村にある市町村民税とあわせて、「住民税」と呼ばれています。

個人県民税

個人県民税は、定額で課税される均等割と、前年の所得金額に応じて課税される所得割があります。
(市町村において個人の市町村民税とあわせて賦課徴収された後に、県に払い込まれます。)

◆ 納める人

- 毎年1月1日現在、県内に住所のある個人・・・均等割と所得割
- 毎年1月1日現在、県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人・・・均等割のみ

◆ 納める額

- 均等割（年額）

区 分	税 額
県 民 税	2,000 円 (うち、ふくしま森林づくり県民税 1,000 円)
市町村民税	3,000 円

※ 平成 18 年度から導入してきた「福島県森林環境税」は、令和 8 年 4 月 1 日から「ふくしま森林づくり県民税」に変わりました。

※ 県民税及び市町村民税と併せて国の森林環境税 1,000 円が課税されます。

- 所得割（年額）
前年の所得に対して課税されます。

区 分	税 率
県 民 税	4 %
市町村民税	6 %



【所得割の計算方法（一般例）】

前年の収入金額 - 必要経費（給与所得者は給与所得控除額） - 各種所得控除額 = 課税所得金額
課税所得金額 × 税率 - 税額控除額 = 税額

- 備考
- 1 退職所得については、通常、他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。
 - 2 土地などの譲渡による譲渡所得については、通常、他の所得と区分して課税されます。
 - 3 県民税配当割、県民税株式譲渡所得割として特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

◆ 課税されない人

- 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下であった人

- 均等割がかからない人

前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の人

- 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の人

35 万円 × (同一生計配偶者・扶養親族の数 + 1) + 10 万円 + 32 万円 (※)

(※) 同一生計配偶者や扶養親族がいない場合には、32 万円の加算はありません。

◆ 各種控除

1 所得控除

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ① (損失額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等 × 10%) ② 災害関連支出の金額 - 50,000 円
医 療 費 控 除	次のどちらかを選択 ① (前年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額) - (総所得金額 × 5% (10 万円超の時は 10 万円)) …… 控除限度額 200 万円 ② (前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額) - (保険金等で補てんされる金額) - 12,000 円 …… 控除限度額 88,000 円
社 会 保 険 料 控 除	前年中に支払った社会保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った掛金の金額
生 命 保 険 料 控 除	① 旧制度適用 (平成 23 年 12 月 31 日以前契約) ア 一般生命保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額 35,000 円 イ 個人年金保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額 35,000 円 ※ ア、イの合計適用限度額は 70,000 円 ② 新制度適用 (平成 24 年 1 月 1 日以降契約) ア 一般生命保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額 28,000 円 イ 個人年金保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額 28,000 円 ウ 介護医療保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額 28,000 円 ※ ア、イ、ウの合計適用限度額は 70,000 円 ③ ①と②がある場合は、控除区分ごとに次の a、b のうち控除額が大きい方が適用されます。 (合計適用限度額は 70,000 円) a 旧制度の控除額 (35,000 円が上限) b 旧制度の控除額と新制度の控除額の合計 (28,000 円が上限)
地 震 保 険 料 控 除	① 地震保険料 …… 支払った保険料の額の 2 分の 1 …… 控除限度額 25,000 円 ② 旧長期損害保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 控除限度額 10,000 円 ①と②両方がある場合 …… ①と②の合計額 …… 控除限度額 25,000 円
障 害 者 控 除	26 万円 (特別障害者は 30 万円、同居特別障害者等は 53 万円)
寡婦・ひとり親控除	26 万円 (ひとり親の場合は 30 万円) ※いずれの場合も合計所得金額が 500 万円以下
勤 労 学 生 控 除	26 万円
配 偶 者 控 除	11 万円～33 万円 (老人配偶者は 13 万円～38 万円)
配偶者特別控除	配偶者の所得に応じ、1 万円～33 万円
扶 養 控 除	控除対象扶養親族 (16 歳以上の扶養親族) 1 人につき …… 33 万円 ただし、特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満の扶養親族) の場合 …… 45 万円 老人扶養親族 (70 歳以上の扶養親族) の場合 …… 38 万円 同居老人扶養親族等の場合 …… 45 万円
特定親族特別控除	特定親族の所得に応じ、3 万円～45 万円
基 礎 控 除	43 万円 (納税義務者の所得に応じて減額されます)

2 税額控除

(1) 配当控除

総合課税される配当所得のある人について、一定の率を乗じた金額を控除します。

(2) 外国税額控除

外国で課税された所得税等の額のうち、所得税から控除しきれなかった額の一定額を控除します。

(3) 寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に寄附した金額がある場合、その金額の一定額を控除します。

ア 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部への寄附金

(寄附金額 - 2 千円) × 4 % (市町村民税は 6 %)

イ 地方自治体 (総務大臣の指定を受けた自治体に限る) に対する寄附金 (ふるさと納税)

次の(ア)～(ウ)の合計額

住民 税	{	基本分 (ア) (寄附金額 - 2 千円) × 4 % (市町村民税は 6 %)
		特例分 (イ) (寄附金額 - 2 千円) × (90 % - 所得税率 × 1.021) × 40 % (市町村民税は 60 %)
		所得税 (ウ) (寄附金額 - 2 千円) × (所得税率 × 1.021) ※ 所得割額の 2 割が上限
		ウ 条例により指定した寄附金 (寄附金額 - 2 千円) × 4 % (市町村民税は 6 %)

(4) 住宅借入金等特別税額控除

平成 21 年から令和 12 年 12 月までの間に入居し、前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、一定額を住民税から控除します。

(5) 調整控除

平成 19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる所得税と住民税の人的控除の差を調整するため、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である住民税の納税義務者については次の金額を控除します。

ア 個人住民税の課税所得金額が 200 万円以下の人

次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の 5 % (県民税 2 %、市町村民税 3 %)

(ア) 人的控除額の差の合計額

(イ) 個人住民税の課税所得金額

イ 個人住民税の課税所得金額が 200 万円超の人

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200 万円)} × 5 % (県民税 2 %、市町村民税 3 %)

※ 2,500 円未満の場合は 2,500 円 (県民税 1,000 円、市町村民税 1,500 円)

◆ 申告と納税

申告や納税などの事務は、個人の市町村民税と併せて市町村で行います。

1 申告

(1) 申告期限は 3 月 15 日です。

(2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人住民税 (県民税 + 市町村民税) の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

(3) 給与所得のみの人等は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除 (ふるさと納税については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる場合があります。) 等の控除を受けようとする場合は、申告書を提出してください。

2 納税

(1) 給与所得者については、6 月から翌年の 5 月までの 12 回に分けて毎月の給与から差し引かれて、納めることになっています。

(2) 給与所得者以外の所得者については、原則として 6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の 4 回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めることになっています。

(3) 4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金受給者の方は、支給される公的年金から公的年金にかかる個人住民税が差し引かれます (一部地域では未実施)。

住 民 税 の 計 算 方 法

(例) 福島市に住む夫婦と子供(妻:無職、長男:大学3年生(21歳・所得無)、長女:中学1年生)の4人家族の場合、令和8年度の住民税(県民税+市町村民税)はいくらになりますか?

[給与収入 750 万円、社会保険料 75 万円、生命保険料(平成 24 年 2 月 1 日契約) 5 万 5 千円]

A 総 収 入 金 額 7,500,000 円

B 給 与 所 得 控 除 額 1,850,000 円 ($A \times 10\% + 1,100,000$ 円)

(注) 収入金額が 660 万円超 850 万円以下の場合は、当該収入金額の 10%と 110 万円の合計額が給与所得控除額となります。

C 所 得 金 額 5,650,000 円 ($A - B$)

D 所 得 控 除 額 1,987,750 円

社会保険料控除額……750,000 円

生命保険料控除額…… 27,750 円 ($55,000 \text{ 円} \times 1/4 + 14,000 \text{ 円}$)

(注) 新制度適用の支払った保険料が 32,000 円を超え 56,000 円以下のときの計算式です。

配偶者控除額……330,000 円

扶養控除額……450,000 円

(注) 長男には、特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)控除 45 万円が適用されます。

基礎控除額……430,000 円

E 課 税 所 得 金 額 3,662,000 円 (千円未満切り捨て) ($C - D$)

F 所 得 割 額 363,600 円 ($E \times \text{税率} - \text{調整控除}$)

県民税: $3,662,000 \text{ 円} \times 4\% - 1,000 \text{ 円}$ (調整控除) → 145,400 円 (百円未満切り捨て)

市民税: $3,662,000 \text{ 円} \times 6\% - 1,500 \text{ 円}$ (調整控除) → 218,200 円 (百円未満切り捨て)

G 均 等 割 額 5,000 円

県 民 税: 2,000 円 (うち、ふくしま^{もり}森林づくり県民税 1,000 円)

市 民 税: 3,000 円

H 令 和 8 年 度 住 民 税 等 額 369,600 円 ($F + G + \text{森林環境税}$)

県 民 税: 147,400 円

市 民 税: 221,200 円

森 林 環 境 税: 1,000 円

配偶者がパートタイムで働いたときの住民税

※配偶者に扶養親族がおらず、合計所得金額が 1,000 万円以下である場合です。

パート年収	配偶者自身の税金	配偶者控除の適用	配偶者特別控除の適用
	住民税 (所得割)	住民税	
110 万円以下	かからない	適用になる	適用にならない
110 万円超 123 万円以下	かかる		適用になる
123 万円超 201.6 万円未満		適用にならない	適用になる（注）
201.6 万円以上			適用にならない

(注) 年収に応じて控除額が異なります。

ひとくちメモ



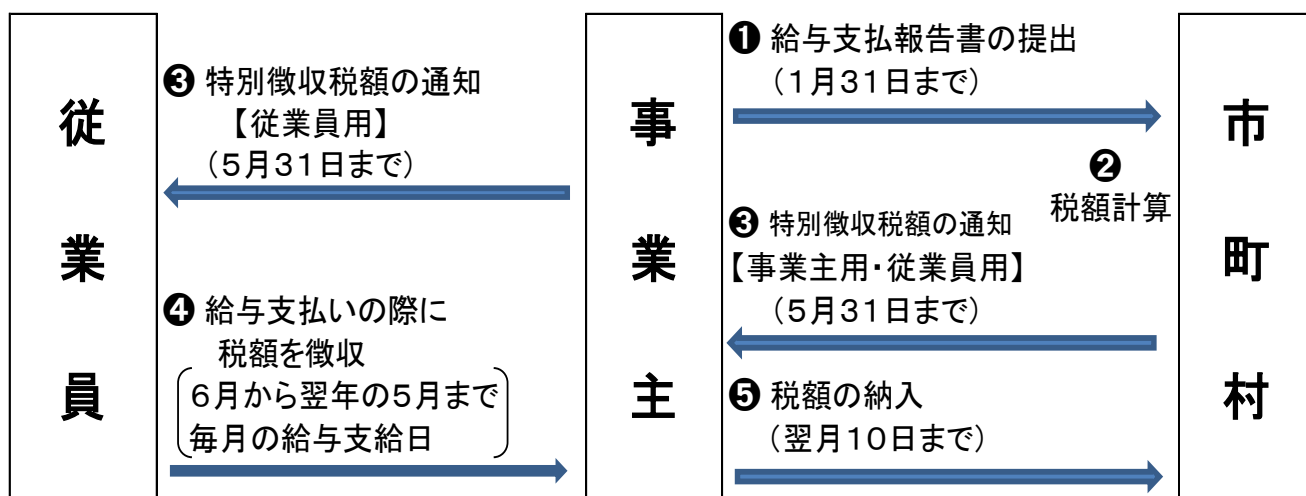
ベコ太郎

個人住民税における特別徴収について

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から、個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者（事業主）は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（毎月徴収）することが義務付けられています。
- 福島県と県内市町村は、県内における個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、平成 27 年度から令和元年度まで一斉に指定する取組を実施しました。

特別徴収による納税のしくみ



ふるさとふくしま応援寄附金（ふるさと納税）

ふるさとふくしま応援寄附金は、自身が生まれ育った地域やかかわりの深い地域に対して、貢献や応援したいという方々の思いを寄附というかたちで表していただくものです。

○ 寄附の方法

- ・県からお送りする払込取扱票により、ゆうちょ銀行又は郵便局で寄附ができます。
- ・右の二次元コード又は下の URL からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」にアクセスし、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、コンビニ等で寄附ができます。

<https://www.furusato-tax.jp/city/usage/07000>

ふるさとチョイス



○ 税の軽減

地方自治体（総務大臣の指定を受けた自治体に限る）に 2,000 円を超える寄附をした場合、一定の限度額まで、所得税（国税）とお住まいの地方自治体の住民税（地方税）が軽減されます。（詳しくは、P.9「2 税額控除」をご覧ください。）

※ 県内市町村にも寄附（ふるさと納税）をすることができます。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

法人県民税

◆ 納める人

- 県内に事務所・事業所がある法人……………均等割と法人税割
 - 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……………均等割
 - 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所等があるもの……………法人税割
- ※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされ、上記の区分によって納税義務を負うことになります。

◆ 納める額

区 分		納 め る 額	区 分		納 め る 額			
					H26.9.30 以前	H26.10.1 ～R1.9.30	R1.10.1 以後	
均 等 割	公共法人、公益法人等 資本金等の額(※1)が 1,000 万円以下の法人等	年額 22,000 円 (うち、ふくしま森林づくり 県民税 2,000 円)	法 人 税 割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える 法人及び相互会社		法人税額 ×5.8% (※2)	法人税額 ×4%	法人税額 ×1.8% (※3)
	資本金等の額が1,000 万 円を超え1億円以下の法人	年額 55,000 円 (うち、ふくしま森林づくり 県民税 5,000 円)		資本金の額又は出 資金の額が1億円 以下の法人	課税標準となる法人税 額が年1,000 万円を超 える場合			
	資本金等の額が1億円を 超え10億円以下の法人	年額 143,000 円 (うち、ふくしま森林づくり 県民税 13,000 円)			課税標準となる法人税 額が年1,000 万円以下 の場合			
	資本金等の額が10億円 を超え50億円以下の法人	年額 594,000 円 (うち、ふくしま森林づくり 県民税 54,000 円)						
	資本金等の額が50億円 を超える法人	年額 880,000 円 (うち、ふくしま森林づくり 県民税 80,000 円)						

(注)

※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。
平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。

①「資本金等の額」に無償増資等の金額を加減算する。
②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。

※2 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。

(注)

※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。

①「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。

②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。

※2 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。

※3 令和元年10月1日以後に開始し、令和9年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。

※4 均等割については、令和13年3月31日以前に開始する事業年度分に県森林環境税として10%が加算されます。

※5 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の法人税額に対する課税となります。

◆ 申告と納税

申 告 の 種 類		納 め る 額	申 告 納 付 期 限
中 間 申 告 (事業年度が6か月を超え、法人税の 中間申告額等が10 万円を超える法人)	予定申告	前事業年度の 法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日から6か月を経過した 日から2か月以内
	仮決算に基づく中 間申告	法人税額×税率+均等割額	
確 定 申 告		(法人税額×税率+均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修 正 申 告	申告した税額に不足額等があることを発見したとき	(法人税額×税率+均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出
	申告後に税務署の 更正又は決定を受けたとき	(法人税額×税率+均等割額) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1か月以内
公共法人等		均等割額	4月30日

確定申告書の提出期限の延長

会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定せず、確定申告書の提出期限までにその提出ができない状況にある場合は、国税である法人税の申告期限の延長が承認されたものに限り、その旨の届出書を提出すれば、以後、継続して確定申告書の提出期限が1～4か月延長されます。(ただし、会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより事業年度終了後3か月以内に定時株主総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する期間)

ふくしま^{もり}森林づくり県民税

本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全などのために使われます。



◆ 税の仕組み

ふくしま^{もり}森林づくり県民税は、県民税均等割に加算して納めていただきます。

◆ 納める人

県民税均等割の納税義務者と同じです。

◆ 納める額

〔個人の場合〕 年額 1,000 円（均等割額 1,000 円に加算）
〔法人の場合〕 年額 均等割額の 10%相当額

区 分	ふくしま ^{もり} 森林づくり 県民税
公共法人、公益法人等 資本金等の額が 1,000 万円以下の法人等	2,000 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	5,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	13,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	54,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	80,000 円

県民税利子割

◆ 納める人

県内に所在する銀行などの金融機関等の営業所等を通じて、利子等の支払を受ける個人（金融機関等が、利子等の支払の際に県民税利子割を徴収し、県に納めます。）

※ 平成 28 年 1 月 1 日以降の利子等の支払いを受ける法人に対する県民税利子割は廃止されました。

◆ 納める額

支払を受けるべき利子等の額の 5/100

（このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）において、15.315/100 が課税されます。）

備考 「利子等」とは、預貯金の利子、抵当証券の利息、契約期間が 5 年以内の一時払養老保険の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などをいいます。ただし、所得税において非課税制度の適用を受けている次の利子等についてはこれに含みません。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方などの預貯金利子等
- ② サラリーマンが受ける財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄にかかる利子等

◆ 非課税

区 分	非課税限度額
母子家庭、身体障害者	①少額預金非課税制度（マル優） ②少額公債非課税制度（特別マル優） いずれも非課税限度額は 350 万円
勤 勞 者	①財産形成住宅貯蓄 ②財産形成年金貯蓄 非課税限度額は①、②あわせて 550 万円

※ 郵便貯金非課税制度（マル優）は平成 19 年 10 月 1 日に廃止されました。日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象になります。また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

● 非課税の手続き

1 利子等についての非課税の手続きには、金融機関等の窓口に必要な書類を提出することが必要です。

- ① マル優・特別マル優：非課税貯蓄申告書
非課税貯蓄申込書
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄：財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書
財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書

2 非課税手続用の各書類は、提出先の金融機関等に備えてあります。

3 非課税の手続きには、各書類の他に本人であることの確認等も必要となりますので、詳しい内容につきましては、金融機関等にお問い合わせください。

◆ 申告と納税

金融機関等が、毎月分を翌月の 10 日までに申告し、納めます。

◆ 都道府県間での清算

県に納入された県民税利子割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額を、個人に係る所得金額を基準に都道府県間にて清算を行います。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税利子割額のうち、都道府県間での清算後の金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税配当割

◆ 納める人

県内に住所を有する個人で、上場株式等の配当等の支払を受ける者

(配当等の支払をする者(株式会社等)が、配当等の支払の際に県民税配当割を徴収し、県に納めます。)

備考 1 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭売買銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

2 「配当等」とは、①剰余金の配当 ②利益の配当 ③剰余金の分配 ④基金利息の収益の分配 ⑤投資信託の収益の分配 ⑥特定受益証券発行信託の収益の分配 ⑦国債の利子 ⑧公募公社債の収益の分配をいいます。

◆ 納める額

支払を受ける配当等の額の 5/100

(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。)

◆ 申告と納税

配当等の支払をする者が、配当等を支払った翌月の10日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税配当割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

◆ 納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で、その譲渡の対価等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者

(源泉徴収選択口座が開設されている証券業者が支払を受ける人から徴収し、県に納めます。)

備考 1 「源泉徴収選択口座」とは、1金融商品取引業者につき1口座のみ開設できる特定口座(上場株式等の保管の委託又は信用取引に係る口座)のうち、証券業者に特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座をいいます。

2 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭販売銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

3 平成28年1月1日以降、「上場株式等」の譲渡損、償還差損などは、3年間損益通算することができます。

◆ 納める額

支払を受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益の 5/100

(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。)

◆ 申告と納税

源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡の対価等の支払をする証券会社が、原則として年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。



ひとくちメモ

ベコ太郎

NISA(ニーサ)とは、個人の資産形成を応援する国の税制優遇制度です。

●新しいNISAの概要

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円		
	1,200万円(内数)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	金融庁の基準を満たした投資信託に限定		上場株式・投資信託等(一部の商品を除く)

事業税

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人に課税される個人事業税と法人に課税される法人事業税とがあります。

個人事業税

◆ 納める人と納める額

県内で次の事業を営んでいる個人に課税されます。



区 分	事 業 の 種 類	納 め る 額
第一種事業	物品販売業、製造業、飲食店業、不動産売買業、不動産貸付業、運送業、駐車場業、請負業など	課税所得額の 5/100
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものは課税されません)	課税所得額の 4/100
第三種事業	医業、歯科医業、理容業、美容業、コンサルタント業、デザイン業、クリーニング業など	課税所得額の 5/100
	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業など	課税所得額の 3/100

◆ 各種控除

損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除、事業専従者給与（控除）、事業主控除（年 290 万円）が所得の計算上控除されます。

◆ 申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は 3 月 15 日です。
- (2) 年の途中で事業をやめた場合は、やめた日から 1 か月以内（死亡により事業をやめたときは 4 か月以内）に申告してください。
- (3) 所得税の確定申告書又は道府県・市町村民税の申告書を提出された場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄又は道府県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

2 納税

県から送付される納税通知書によって、8 月 31 日まで（第 1 期分）、11 月 30 日まで（第 2 期分）の 2 回に分けて納めることになっています。

なお、税額が 10,000 円以下の場合は、第 1 期分にその全額を納めることになっています。

個人事業税の計算方法

(例) 夫婦で飲食店を経営し、昨年の年間収入は 1,500 万円（必要経費 950 万円）でした。また、青色申告を行っており、妻には 150 万円の給与を支給しました。この場合の個人事業税はいくらになりますか？

		総収入金額 15,000,000 円
事業所得等の金額 4,000,000 円		
課税所得金額 1,100,000 円	事業主控除額 2,900,000 円	必要経費 11,000,000 円 (9,500,000 円 + 1,500,000 円 (事業専従者給与))

└ 個人の事業税額・・・1,100,000 円 × 5 % = 55,000 円

〔 8 月（第 1 期分）：28,000 円
11 月（第 2 期分）：27,000 円 〕

法人事業税

◆ 納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人

(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの、法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

◆ 納める額

区 分	法 人 の 種 類	所 得 等 の 区 分			税 率							
					H26.9.30 以前 ※4	H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30	R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 以後	
所得・ 清算所得を課 税標準とす るもの	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所 得	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	2.7%	3.4%			3.5%			
				年 400 万円を超え 800 万円以下の所得	4 %	5.1%			5.3%			
				年 800 万円を超える所 得及び清算所得※2	5.3%	6.7%			7.0%			
		軽減税率 不適用法人※1	所得及び清算所得※2									
	特別法人 協同組合 信用金庫 医療法人 等	所 得 割	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	2.7%	3.4%			3.5%			
				年 400 万円を超える所 得及び清算所得※2	3.6%	4.6%			4.9%			
			軽減税率 不適用法人※1	所得及び清算所得※2								
	外形標準課税法人※7	所 得 割	軽減税率 適用法人	年 400 万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%		1.0% ※ 軽減 税率 の適 用対 象外	
				年 400 万円を超え 800 万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%			
				年 800 万円を超える所 得及び清算所得※2	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%			
			軽減税率 不適用法人※1	所得及び清算所得※2								
		付 加 価 値 割		付加価値額 （報酬給与額＋純支払 利子＋純支払賃借料± 単年度損益）	0.48%		0.72%	1.2%				
		資 本 割		資 本 金 等 の 額	0.2%		0.3%	0.5%				
収入金 額を課 税標準 とする もの	電気供給業（発電事業・小売電気 事業・特定卸供給事業を除く）・ ガス供給業（一般ガス導管事業・ 特定ガス導管事業に限る）、保険 業、貿易保険業を行う法人	収 入 割	収 入 金 額	0.7%	0.9%			1.0%				
収入金 額等を 課税標 準とす るもの	電気供給業のうち発電事業、小売 電気事業又は特定卸供給事業※6 を行う外形標準課税法人以外の 法人	収 入 割	収 入 金 額	0.7%	0.9%			1.0%	0.75%			
		所 得 割	所 得 金 額						1.85%			
	電気供給業のうち発電事業、小売 電気事業又は特定卸供給事業※6 を行う外形標準課税法人※7	収 入 割	収 入 金 額	0.7%	0.9%			1.0%	0.75%			
		付 加 価 値 割	付 加 価 値 額						0.37%			
		資 本 割	資 本 金 等 の 額						0.15%			
	ガス供給業のうち、特別一般ガス 導管事業者に係る供給区域内で ガス製造事業を行う法人 （特定ガス供給業法人）	収 入 割	収 入 金 額	0.7%	0.9%			1.0%		0.48%		
		付 加 価 値 割	付 加 価 値 額						0.77%			
		資 本 割	資 本 金 等 の 額						0.32%			

○ 地方法人特別税 ・ 特別法人事業税※ 3

法 人 の 種 類		課 税 標 準	税				率			
			H26.9.30 以前 ※ 4	H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30	R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 以後	
外形標準課税法人 以外の法人	普通法人	法 人 事 業 税 所得割額	81%	43.2%				37.0%		
	特別法人							34.5%		
外形標準課税法人※7			148%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%			
電気供給業（発電事業・小売電気事業、特定卸供給業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る）、保険業、貿易保険業を行う法人		法 人 事 業 税 収入割額	81%	43.2%				30.0%		
電気供給業のうち発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業※6を行う法人								30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち、特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人（特定ガス供給業法人）								30.0%		62.5%

(注) ※1 軽減税率不適用法人は、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当します。
※2 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。
※3 地方法人特別税、特別法人事業税とは、法人事業税に併せて申告納付する国税です。
※4 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。
※5 地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度を以て廃止され、令和元年10月1日以後開始する事業年度から特別法人事業税が創設されました。
※6 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。
※7 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人に加え、前事業年度に外形標準課税対象法人であり、当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、同末日の払込資本(資本金+資本剰余金)が10億円を超える法人が外形標準課税の対象となります。

◆ 申告と納税

申 告 の 種 類		納 め る 額	申 告 納 付 期 限
中 間 申 告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人等)	予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得金額等 × 税率	
確 定 申 告		(所得金額等 × 税率) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修 正 申 告	申告した所得金額に不足額があることを発見したとき	(所得金額等 × 税率) - 確定納付額	すみやかに提出
	申告後に税務署の構成又は決定を受けたとき	(所得金額等 × 税率) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1か月以内

備考1 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価格、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとに按分計算した税額を申告し、納税することになっています。
2 申告と納税などは、法人県民税とあわせて行うことになっています。

◆ 市町村への交付

県に納付された法人事業税の収入額に7.7%を乗じて得た額を県内各市町村の従業者数であん分した額が、県内の市町村に交付されます。

ひとくちメモ

eLTAXによる電子申告・納税

オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に手続きができます。

1. 利用届出 eLTAXのホームページから利用届出を行い、完了すると利用者IDと暗証番号が発行されます。	2. ソフトウェアの取得 電子申告・納税に必要な無料ソフトウェア(PCdesk)はeLTAXホームページで取得できます。	3. 電子申告 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告を行います。	4. 電子納税 PCdesk(WEB版・DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行及び納付を行います。
--	---	--	--

※ 手順の詳細については、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

ベコ太郎

いつでも どこでも
便利に申告・納税!

eLTAX HP

R8 9/23 まで 9/24 から

手続可能な税目

・法人県民税

・法人事業税

・特別法人事業税(地方法人特別税)

・県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

・たばこ税

・ゴルフ場利用税 など

(狩猟税を除く県税の全ての税目)

◆法人二税に関する届出等

福島県内で新たに法人を設立した場合や、事務所・事業所の内容に異動が生じた場合は、管轄の地方振興局県税部に届出をする必要があります。
 ご不明な点等がある場合には、管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。

どんなとき？	必要な届出	添付書類
法人を設立したとき	法人設立届	1. 定款(の写し) 2. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 又は登記簿謄本(の写し)
県内に新たに事務所・事業所を 設けたとき	支店・事務所等 設置届	1. 定款(の写し) 2. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 又は登記簿謄本(の写し) 3. 事務所等設置年月日のわかるもの (2に記載がある場合は不要)
法人を解散したとき	法人解散届	1. 登記事項証明書 (の写し)
解散後、清算事務が完了したとき	法人清算終了届	1. 登記事項証明書(の写し) 2. 議事録(の写し)
法人が合併したとき	法人合併届	1. 合併契約書 (の写し) 2. 登記事項証明書 (の写し) (合併法人・被合併法人分)
本店の住所が変わったとき	法人登記事項等 異動届	1. 定款又は議事録等(の写し) 2. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 又は登記簿謄本(の写し) ※ いずれも異動がある場合のみ添付
法人名が変わったとき		
決算期が変わったとき		
事業の目的が変わった (追加した)とき		
代表者が代わったとき		
資本金を増やした (減らした)とき		
事業を休業（再開）したとき	法人の事業の 休業・再開届	※ 事前に管轄の地方振興局県税部にご相談ください。

納税カレンダー			
計画的に納付するためにも、税のスケジュールを把握することが重要です。			
月	県税	国税	市町村税
4			●固定資産税（都市計画税）：第1期分
5	●自動車税 ●鉾区税		●軽自動車税
6			●個人住民税（県民税・市町村民税）：第1期分
7		●納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月） ●所得税の予定納税：第1期分	●固定資産税（都市計画税）：第2期分
8	●個人事業税：第1期分		●個人住民税（県民税・市町村民税）：第2期分
9			
10			●個人住民税（県民税・市町村民税）：第3期分
11	●個人事業税：第2期分	●所得税の予定納税：第2期分	
12		●給与所得の年末調整	●固定資産税（都市計画税）：第3期分
1	●県民税株式等譲渡所得割	●納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月）	●個人住民税（県民税・市町村民税）：第4期分
2			●固定資産税（都市計画税）：第4期分
3	●個人事業税申告	●前年分所得税の確定申告・納税	●個人住民税（県民税・市町村民税）申告
毎月	●県民税利子割 ●県民税配当割 ●県たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税	●源泉所得税（1月～12月） ●酒税 ●国たばこ税 ●揮発油税 ●地方揮発油税	●個人住民税（県民税・市町村民税）：特別徴収分 ●市町村たばこ税 ●鉾産税 ●入湯税 ●国民健康保険税

※ 日程は原則の納期限に基づく目安です。また、随時課税の税目は含みません。

べこ太郎



不動産取得税

この税金は、不動産（土地・家屋）の取得に対して課税されるものです。

◆ 納める人

土地や家屋を取得した者

◆ 納める額

取得したときの不動産の価格（※1） × 税率（※2）

※1 令和9年3月31日までに宅地評価土地を取得したときは、土地の価格が2分の1になります。

※2 税率は、下表のとおり適用されます。



不動産（土地・家屋）の取得日	土 地	住 宅	住宅以外の家屋
平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで	3 %	3 %	4 %

1 不動産の価格

- (1) 土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した場合
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
- (2) 新築や増改築した家屋又は造成などが行われた土地を取得した場合
県又は市町村が調査して固定資産評価基準により評価した価格をいいます。

2 不動産の取得

法務局の登記の有無、また有償・無償にかかわらず、法律上の原因に基づいて不動産の所有権を現実に取得することをいいます。取得の原因には、例えば、売買、交換、贈与、新築、増築、改築などがあります。

◆ 申告と納税

1 申告

不動産を取得した日から60日以内に申告書を提出することになっています。

2 納税

県から送付される納税通知書により定められた期限までに納めることになっています。

◆ 免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- (1) 取得した土地の価格……………16万円未満の場合
- (2) 新築した家屋の価格又は増築若しくは改築したときの価格……………66万円未満の場合
- (3) 売買・交換・贈与などにより取得した家屋の価格……………34万円未満の場合

◆ 非課税（主なもの）

- (1) 相続や法人の合併により不動産を取得したとき
- (2) 保安林・墓地又は公共の用に供する道路・運河用地・水道用地・用悪水路・ため池・堤とうなどの用に供するための土地を取得したとき
- (3) 土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地又は同法による農用地の交換分合により土地を取得したとき
- (4) 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地を取得したとき

不 動 産 取 得 税 の 計 算 方 法

- 1 令和8年5月に「価格」1,500万円の**新築住宅**（課税の特例①（次ページ）の要件を満たすもの）を建てました。この住宅に対する不動産取得税は、いくらになりますか？

$$\begin{array}{ccccccc} (1,500 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円}) & \times & 3 \% & = & 9 \text{ 万円} \\ \text{(価格)} & & \text{(控除額)} & & \text{(税率)} & & \text{(納付すべき税額)} \end{array}$$

- 2 令和8年5月に土地を取得し、その上に令和8年8月に**新築住宅**（課税の特例①（次ページ）の要件を満たすもの）を建てました。この土地に対する不動産取得税は、いくらになりますか？

- ・土地の面積 400㎡（宅地）
- ・土地の固定資産課税台帳の登録価格 800万円
- ・新築住宅の延床面積 120㎡

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(1) 減額前の税額} & 800 \text{ 万円} & \times & 1/2 & \times & 3 \% & = & 12 \text{ 万円} \\ & \text{(価格)} & & \text{(注)} & & \text{(税率)} & & \text{(税額)} \end{array}$$

- (2) 新築住宅用としての減額

$$(800 \text{ 万円} \times 1/2 \div 400 \text{ ㎡}) \times (120 \text{ ㎡} \times 2 \rightarrow 200 \text{ ㎡}) \times 3 \% = 6 \text{ 万円}$$

$$\text{(3) 納付すべき税額} \text{ (1) - (2) } 12 \text{ 万円} - 6 \text{ 万円} = \underline{6 \text{ 万円}}$$

（注）宅地評価土地を取得していますので、土地の価格が1/2になります。

◆ 課税の特例

(主として住宅及び住宅用土地の取得についてのもの)

区 分		要 件	控 除 又 は 減 額 の 額																	
住宅の課税標準の特例	①新（増・改）築住宅	次の要件に該当する住宅を建築により取得した場合 ○住宅部分（※１）の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下のもの ※１ 住宅用の車庫、物置等も含みます。また、増改築の場合は既存部分とあわせた部分になります。	左の要件を満たす場合、家屋の価格から１戸につき 1,200 万円（※２）が控除されます。 ○価格が 1,200 万円未満である場合は、その額が限度です。 ○一戸建て以外の住宅については、独立した区画ごとに控除されます。 ※２ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定された「長期優良住宅」として認定を受け、特例適用要件を満たす住宅を令和 13 年 3 月 31 日までに新築により取得した場合は 1,300 万円となります。																	
	②中古住宅	次のすべての要件に該当する中古住宅を個人が取得した場合 １ 個人が自己の居住用として取得したもの ２ 床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下のもの ３ 次のいずれかの要件に該当するもの （１） 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築されたもの （２） 昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された家屋のうち、取得した日前 2 年以内に建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準に適合していることの証明がされているもの（※３） ※３ 平成 26 年 4 月 1 日以降に耐震基準に適合していない中古住宅を取得し、取得した日から 6 月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、取得した個人が自ら居住した場合についての軽減措置があります。	新築された時期に応じ、家屋の価格から次の額が控除されます。 <table><tr><th>新築された日（※４）</th><th>控除額</th></tr><tr><td>昭和 29 年 7 月 1 日～昭和 38 年 12 月 31 日</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>昭和 39 年 1 月 1 日～昭和 47 年 12 月 31 日</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 50 年 12 月 31 日</td><td>230 万円</td></tr><tr><td>昭和 51 年 1 月 1 日～昭和 56 年 6 月 30 日</td><td>350 万円</td></tr><tr><td>昭和 56 年 7 月 1 日～昭和 60 年 6 月 30 日</td><td>420 万円</td></tr><tr><td>昭和 60 年 7 月 1 日～平成元年 3 月 31 日</td><td>450 万円</td></tr><tr><td>平成元年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日</td><td>1,000 万円</td></tr><tr><td>平成 9 年 4 月 1 日以後</td><td>1,200 万円</td></tr></table> ※４ 昭和 56 年以前に新築された場合は、左の 3 (2)の要件をご確認ください。	新築された日（※４）	控除額	昭和 29 年 7 月 1 日～昭和 38 年 12 月 31 日	100 万円	昭和 39 年 1 月 1 日～昭和 47 年 12 月 31 日	150 万円	昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 50 年 12 月 31 日	230 万円	昭和 51 年 1 月 1 日～昭和 56 年 6 月 30 日	350 万円	昭和 56 年 7 月 1 日～昭和 60 年 6 月 30 日	420 万円	昭和 60 年 7 月 1 日～平成元年 3 月 31 日	450 万円	平成元年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円	平成 9 年 4 月 1 日以後
新築された日（※４）	控除額																			
昭和 29 年 7 月 1 日～昭和 38 年 12 月 31 日	100 万円																			
昭和 39 年 1 月 1 日～昭和 47 年 12 月 31 日	150 万円																			
昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 50 年 12 月 31 日	230 万円																			
昭和 51 年 1 月 1 日～昭和 56 年 6 月 30 日	350 万円																			
昭和 56 年 7 月 1 日～昭和 60 年 6 月 30 日	420 万円																			
昭和 60 年 7 月 1 日～平成元年 3 月 31 日	450 万円																			
平成元年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円																			
平成 9 年 4 月 1 日以後	1,200 万円																			
住宅用土地の減額	③新築住宅用土地	上記①の新築住宅の土地を取得した場合で、次の要件に該当するとき ❶土地を取得した日から 3 年以内（※５）に、その土地の上に住宅が新築されたときで、次の㊦又は㊧に該当する場合 ㊦土地を取得した者が、その土地を住宅の新築の時まで引き続き所有しているとき ㊧土地を取得した者が、土地を譲渡し、当該土地の譲受人が住宅を新築したとき ※５ 令和 13 年 3 月 31 日までの土地の取得に限る ❷土地を取得した日前 1 年以内に、その土地の上に住宅を新築していたとき	取得した土地の税額から、次のいずれか多い方の額が減額されます。 ○45,000 円 ○土地 1 ㎡当たりの価格（備考 4） × 住宅の床面積の 2 倍（一戸につき 200 ㎡が限度） × 3/100																	
	④新築（未使用）住宅用土地 （土地付建売住宅）	<table><tr><td>自己居住用</td><td>○自己居住用の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅に限る。）を取得したとき ○土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地を取得した日から 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得したとき又は土地を取得した日前 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得していたとき</td></tr><tr><td>自己居住用以外</td><td>○自己居住用以外の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅）を新築後 1 年以内に取得したとき</td></tr></table>	自己居住用	○自己居住用の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅に限る。）を取得したとき ○土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地を取得した日から 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得したとき又は土地を取得した日前 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得していたとき	自己居住用以外	○自己居住用以外の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅）を新築後 1 年以内に取得したとき														
	自己居住用	○自己居住用の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅に限る。）を取得したとき ○土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地を取得した日から 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得したとき又は土地を取得した日前 1 年以内に、その土地の上にある住宅を取得していたとき																		
自己居住用以外	○自己居住用以外の土地付新築未使用住宅（上記①に該当する住宅）を新築後 1 年以内に取得したとき																			
⑤中古住宅用土地	上記②（（※３）の場合を除く）の中古住宅の敷地を取得した場合で、次の要件に該当するとき ○住宅の取得が土地を取得した日から 1 年以内のとき ○住宅の取得が土地を取得した日前 1 年以内のとき																			

- 備考 1 その他公共事業のために不動産を収用又は譲渡し、それに代わるものと認められる不動産をその収用等の日から2年以内に取得した場合などについても、課税の特例があります。
- 2 上記の課税の特例の適用を受けるためには、事実を証する書類を添えて特例適用の申告書を地方振興局県税部に提出しなければなりません。なお、住宅用土地の減額について、あわせて減額申請書を提出することが必要です。
- 3 上記③～⑤のうち、③の①を除き、住宅と住宅用土地の取得者が異なる場合には、この軽減措置は適用されません。
- 4 宅地評価土地の場合は、その価格に2分の1を乗じた後の1㎡当たりの価格です。

三世同居・近居住宅を取得した場合の特例措置

福島県では、子育て支援策の一環として、子どもや孫を育てやすい環境の確保に寄与するため、県内に三世以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、住宅に係る不動産取得税の一部を軽減する特例措置を実施しています。



◆ 取得の期間

平成 29 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに取得した場合に対象となります。

◆ 取得の要件

○ 三世以上の方が同居する場合

住宅を取得した日において、取得者及び 18 歳未満の方を含む三世以上の直系親族（※ 1）の方が、取得した住宅に居住すること。

○ 三世以上の方が近居する場合

住宅を取得した日において、取得者及び 18 歳未満の方を含む三世以上の直系親族（※ 1）の方が、取得した住宅及び近居する住宅（※ 2）に居住すること。

※ 1 直系親族とは、取得者、その父母、祖父母、子、孫などをいいます。

※ 2 近居する住宅とは、取得した住宅の敷地からの直線距離が 2 km 以内にある住宅をいいます。

◆ 軽減の内容

取得した住宅に係る不動産取得税の税率が 2 分の 1（3 %→1.5%）となります。

※ 軽減額が 30 万円を超える場合は、30 万円が軽減額の上限となります。

< 軽減の例 >

固定資産評価額が 15,000,000 円の三世住宅を取得した場合（住宅特例控除 12,000,000 円が適用される場合）

住宅特例控除 : 15,000,000 円 - 12,000,000 円 = 3,000,000 円（課税標準額）

本来の税額 : 3,000,000 円 × 3.0% = 90,000 円

納付すべき額 : 3,000,000 円 × 1.5% = 45,000 円（不均一課税）

軽減される額 : 90,000 円 - 45,000 円 = 45,000 円

◆ 申請期限等

住宅を取得した日から 60 日を経過する日までに、申請に必要な書類を各地方振興局県税部に提出してください。

◆ 注意事項

- ・ 福島県内の住宅を取得した場合に限ります。
- ・ 取得した日において三世を形成していることが要件となります。
- ・ 中古住宅を取得した場合は、一定の要件を満たす必要があります。
- ・ 物置、車庫などの附属家屋に係る不動産取得税は軽減対象となりません。
- ・ 取得した住宅の敷地（土地）に係る不動産取得税は軽減対象となりません。
- ・ 三世以上の方とそれ以外の方が共同で取得した場合は、持分により軽減されます。

◆ 必要書類等

申請に必要な書類など詳しくは、福島県税務課のホームページをご覧ください。各地方振興局県税部又は税務課へお問い合わせください。

ひとくちメモ ペコ太郎	Q : 不動産に関係のある税金にはどのようなものがありますか。			
	A : それぞれの場合に応じて、以下のような税金がかかります。			
		取得した場合	登記した場合	所有（保有）している場合
	国税	相続税 贈与税	登録免許税	地価税(※)
	県税	不動産取得税	—	—
	市町村税	特別土地保有税(※)	—	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税(※)
				譲渡した場合
				所得税
				県民税
				市町村民税

※ 地価税及び特別土地保有税は現在停止中

自動車税

この税金は、自動車という財産の所有に対して課税される財産税の性格と、道路を使用することによる損壊に対しての整備費を求める道路損傷負担金としての性格を併せもっており、一般的な県の事業費に使われています。(令和8年4月1日に自動車税種別割から名称が変更されました。)



◆ 納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

(割賦販売等でディーラー等の売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。)

◆ 納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって年税額(4月から翌年3月までの1年間)が定められています。

ただし、年度の途中で廃車や新規登録をした場合は、月割りの税額になります。

(注) 4月1日(賦課期日)現在の所有者に1年分の税額が課税されます。

◆ 申告と納税

1 申告

運輸支局において、自動車の購入による新規登録、名義や住所などの登録事項の変更をしたときは、その都度、登録するときに自動車税申告書を提出します。

2 納税

県から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。(末日が土・日曜日の場合は翌月曜日まで)ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、申告のときに月割りで納めます。

車を売買したとき、使用をやめたとき、住所を変更したときなどは、管轄の運輸支局で登録変更等の手続きをしましょう。手続きを忘れると、使用していない車に税金が課されるなどのトラブルの原因ともなります。

身体障がい者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税の減免を受けることができます。詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

自動車税は、コンビニ、スマートフォン決済アプリのほか、「地方税お支払サイト」を利用してクレジットカード等でも納付できます。(詳しくは P.30 をご覧ください。)

◆ 自動車税年税額一覧表(主なもの)

区分		年税額		
		営業用	自家用	自家用 (令和元年10月1日以降 新車新規登録したもの)
乗用車	総排気量 1.0ℓ以下	7,500円	29,500円	25,000円
	〃 1.0ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	34,500円	30,500円
	〃 1.5ℓ超～2.0ℓ以下	9,500円	39,500円	36,000円
	〃 2.0ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	45,000円	43,500円
	〃 2.5ℓ超～3.0ℓ以下	15,700円	51,000円	50,000円
	〃 3.0ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	58,000円	57,000円
	〃 3.5ℓ超～4.0ℓ以下	20,500円	66,500円	65,500円
	〃 4.0ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	76,500円	75,500円
	〃 4.5ℓ超～6.0ℓ以下	27,200円	88,000円	87,000円
トラック	〃 6.0ℓ超	40,700円	111,000円	110,000円
	最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円	
	〃 1トン超～2トン以下	9,000円	11,500円	
	〃 2トン超～3トン以下	12,000円	16,000円	
	〃 3トン超～4トン以下	15,000円	20,500円	
	〃 4トン超～5トン以下	18,500円	25,500円	
	〃 5トン超～6トン以下	22,000円	30,000円	
	〃 6トン超～7トン以下	25,500円	35,000円	
	〃 7トン超～8トン以下	29,500円	40,500円	
	〃 8トン超	29,500円に8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額	
	最大乗車定員が4人以上であるもの(貨客兼用車)			
	最大積載量 1トン以下で総排気量 1ℓ以下	10,200円	13,200円	
	〃 1ℓ超～1.5ℓ以下	11,200円	14,300円	
	〃 1.5ℓ超	12,800円	16,000円	
バス	乗車定員 30人以下	一般乗合用 12,000円	その他 26,500円	33,000円
	〃 30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	〃 40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	〃 50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	〃 60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	〃 70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
	〃 80人超	29,000円	64,000円	83,000円

◆ 納税証明書

納税証明書については、P.35 の「◆自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」をご覧ください。

自 動 車 税 Q & A

毎年、自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。次のようなことに注意して、快適なドライブをしましょう。

Q 手放した自動車の納税通知書が届いたのですが、どうしてでしょうか？

A 自動車税は4月1日現在の所有者（登録名義人）に課税されます。移転や抹消の登録が行われていないと、もとの所有者に課税されますので、自動車を下取りに出したり、他人に譲った場合は、必ず運輸支局で移転や抹消の登録手続きをしましょう。

Q 車検切れで使用していませんが、自動車税は課税されるのでしょうか？

A 車検切れであっても、自動車としての機能を失っていない限り、自動車税が課税されます。壊れて動かなくなったり、使用しなくなった車は、運輸支局で抹消の登録手続きを行うことで、翌月から課税されなくなります。なお、すでに年税額を納めている場合には、抹消した日の翌月以降の税金をお返しします。

Q 住所が変わって住民票を移したのに、納税通知書が届きませんが、どうしてでしょうか？

A 自動車税の納税通知書は、運輸支局に登録されている住所（車検証の住所）にお送りしています。住所が変わった場合には、必ず運輸支局で変更の登録手続きをしましょう。（住所の表記は詳しく正確をお願いします。）

自動車税のグリーン化税制（環境配慮型税制）

環境に優しい自動車の開発や普及を促すため、平成14年度から自動車税のグリーン化税制が実施されています。このため、一定年数が経過した自動車は税率が加重され、排気ガス性能及び燃費性能に優れた自動車は税率が軽減されます。

◆ 税率が高くなる自動車

次の自動車については、通常の税率より概ね15%加重されます。（バス及びトラックについては、概ね10%加重されます。）

区 分	初年度登録の時期	適 用 期 間
ディーゼル車	平成26年3月以前	重課税率適用済み
	平成26年4月～平成27年3月	令和8年度課税分から
	平成27年4月～平成28年3月	令和9年度課税分から
ガソリン車・LPG車	平成24年3月以前	重課税率適用済み
	平成24年4月～平成25年3月	令和8年度課税分から
	平成25年4月～平成26年3月	令和9年度課税分から

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車については、加重されません。

◆ 税率が低くなる自動車

令和8年度に新車新規登録された、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は、登録の翌年度1年間に限り、税率が軽減されます。

対象となる自動車	税率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%軽減

その他の減免制度

P.22 の身体障がい者等の減免の他にも、車いす移動車、移動入浴車、医療防疫車、幼児通園バス、社会福祉法人が所有する自動車、NPO法人が所有する障害者総合支援法に規定する事業のために使用する自動車等に対する減免制度を設けています。詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

- ◆ 納める人 県内に鉱区を持っている鉱業権者
- ◆ 納める額
 - 砂鉱を目的としない鉱区 〈試掘鉱区〉 面積 100 アールごとに年額 200 円
 〈採掘鉱区〉 面積 100 アールごとに年額 400 円
 - ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の 2/3 となります。
 - 砂鉱を目的とする鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- ◆ 申告と納税
 - 1 申告 納税義務が発生又は消滅した日から 7 日以内に申告することになっています。
 - 2 納税 県から送付される納税通知書により、5 月 31 日までに納めることになっています。

県固定資産税

この税金は、本来は市町村税ですが、ダムや大工場など一定限度以上の大規模施設等の償却資産に対して県が課税するものです。

- ◆ 納める人 一定限度以上の償却資産の所有者
- ◆ 納める額 償却資産の価格のうち、市町村が課すべき金額を超える部分の金額の 1.4/100
- ◆ 申告と納税
 - 1 申告 償却資産の所在地の市町村長に、1 月 31 日までに申告することになっています。
 - 2 納税 県から送付される納税通知書により、4 月、7 月、12 月及び翌年 2 月に納めることになっています。

地方消費税

この税金は、消費税（国税）と同様に、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税されるもので、県内で商品の購入などを行う消費者のみなさんに県や市町村の公共サービスの経費を広く負担していただくものです。

- ◆ 納める人（消費税と同様）
 - 譲渡割 課税資産の譲渡などを行った事業者
 - 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取った者
- ※「保税地域」：関税法により財務大臣が指定又は税関長が許可した場所で、空港・港などで外国貨物の積卸し、運搬又は一時蔵置できる場所のことをいいます。

- ◆ 納める額 消費税の税額の 22/78

- ◆ 申告と納税

消費税	7. 8%
地方消費税	2. 2%
} 計 10 %	

当分の間、消費税とあわせて国（税務署・税関）に申告して、納めることになっています。なお、国は、納められた地方消費税額を、税務署や保税地域の所在する都道府県に後日払い込みます。

- ◆ 都道府県間の清算

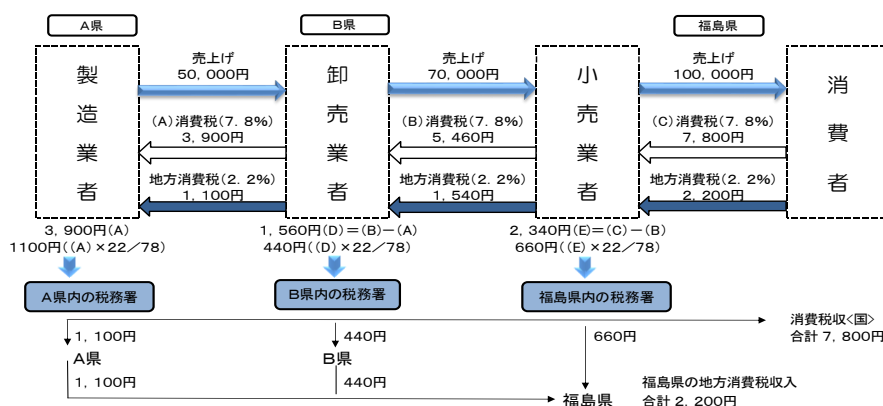
地方消費税は、事業者の住所又は本社所在地の税務署や保税地域が所在する都道府県に払い込まれることとされています。このため、消費が実際に行われた（最終消費地の）都道府県の税収となるように、消費に関連した一定の統計に基づいて、都道府県間で清算を行います。

- ◆ 市町村への交付

都道府県間の清算を行ったあと、その額の 1/2 の金額は、県内の市町村に交付されます。

- ◆ 地方消費税のしくみ

（消費税 7.8%・地方消費税 2.2% の場合） 右図のとおり



消費税の「軽減税率制度」について

「軽減税率制度」は、令和元年10月から消費税率（消費税率＋地方消費税率）の引上げに伴い導入されました。特定の要件を満たす商品に適用され、消費税と地方消費税を併せた税率が、引上げ前と同じ8％となります。



◆ 適用の要件（対象）

● 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の一体資産（おまけ程度のおもちゃ付きお菓子等）を含みます。ただし、外食やケータリング等は軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。

● 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

◆ 適用後の税率

	標準税率	軽減税率	
消費税（国）	7.8%	6.24%	税率の合計が引上げ前と同じ <u>8%</u>
地方消費税	2.2%	1.76%	

◆ 帳簿及び請求書等の取扱い

● 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を異なる税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

また、これまでも消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされていましたが、令和元年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となりました（区分記載請求書等保存方式）。

● 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されました。事業者は、帳簿及び適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた事業者から交付を受けた適格請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

◆ インボイス制度に関する税負担・事務負担の軽減について

インボイス制度について、税負担・事務負担軽減のための支援措置が設けられました。以下は、その一例です。

- 免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、令和5年10月から3年間に限り、売上税額の2割を納税額とすることができます。
- 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5千万円以下の方は、令和5年10月から6年間の間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

◆ お問い合わせ先

軽減税率制度・インボイス制度に関してのお問合せは、以下にご連絡ください。

インボイスコールセンター

0120-205-553（フリーダイヤル）

軽油引取税

この税金は、道路等の行政サービスから得る利益に着目するとともに、環境への配慮の必要から、軽油の引取りに対して課税されるものです。

◆ 納める人

- 特約業者・元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った者
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者
元売業者とは …… 軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で、総務大臣が元売業者として指定した者
特約業者とは …… 元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が特約業者として指定した者

◆ 納める額

1キロリットルにつき、15,000 円

◆ 申告と納税

次に掲げるときまでに県に申告して、納めることになっています。

- 特約業者・元売業者 …… 引取り（購入）を行った者から販売代金とあわせて受け取り、軽油の納入地の所在する都道府県に毎月分を翌月末日まで
- 上記以外で軽油を輸入する者 …… 軽油を輸入するときまで

◆ 課税免除（免税軽油）

石油化学製品製造業をはじめ、船舶、鉄道、農業、林業など、法令で定める特定の事業を営む者が同法令で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、一定の手続きにより、課税が免除されます。

※「石油化学製品製造業」以外の用途については、令和 9 年 3 月 31 日までの措置とされています。

● 免税の手続きについて

免税となる軽油を使用するためには、まず「免税軽油使用者」になり、そのうえで「免税証」の交付を受けなければなりません。

- 1 免税軽油使用者として認定を受けるため、地方振興局県税部に申請し、免税軽油使用者証の交付を受けます。
- 2 免税軽油使用者証を添えて地方振興局県税部に免税証の交付を申請し、免税証の交付を受けます。
- 3 軽油を購入するときに、指定した販売店に免税証を渡すと、軽油引取税のかからない価格で購入することができます。

※ 免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油使用者は、免税軽油の引取り等に係る報告など免税証や免税軽油の適切な管理・使用が必要となります。

軽油以外の燃料に対する課税

- 軽油引取税は、軽油以外の燃料でも、地方税法に規定する「燃料炭化水素油」を自動車の内燃機関の燃料として販売又は消費した場合にも課税されます。
 - 灯油、軽油、A 重油又はその他のものを混ぜ、自動車の燃料として販売したり消費したときは、販売した者や消費した者に対して課税することとなります。
- ※ 灯油や A 重油には、正規の軽油と区別するためにあらかじめ識別剤が添加されています。

★不正軽油の製造や販売は、悪質な脱税行為であり、重大な犯罪です★

不正軽油（軽油引取税を脱税するため灯油や重油を混ぜるなどして製造した燃料）の製造や販売が疑われる情報がありましたら、県庁税務課又は最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

不正軽油ホットライン [県庁税務課]	TEL 024-521-7205 FAX 024-521-7905 メールアドレス zeimu@pref.fukushima.lg.jp
[地方振興局県税部]	最終ページをご覧ください。

情報は守秘します。
ご安心ください。

- パソコンからの情報提供も受け付けています。

福島県軽油引取税

検索

軽油は県内でお買い求めください。

軽油引取税は、軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。



ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

◆ 納める人

ゴルフ場を利用した者

◆ 納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき、右表の金額となります。
(等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準に決定されます。)

◆ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から料金とあわせて受け取り、毎月分を翌月末日までに申告して、県に納めます。

◆ 非課税

次のゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が課税されません。

利用の際には、ゴルフ場に非課税利用者申込書を提出するほか、(1)は免許証・障がい者手帳等を提示し、(2)(3)は県知事又は学校長等の証明書を提出する必要があります。

- (1) 18歳未満の者、70歳以上の者又は障がい者の利用
- (2) 国民スポーツ大会(予選会を含む)、国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技(公式練習含む)としての利用
- (3) 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の学校教育活動としての利用

◆ 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7相当の金額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

等級	1人1日につき
1級	1,200円
2級	1,100円
3級	1,000円
4級	900円
5級	800円
6級	700円
7級	650円
8級	550円
9級	500円
10級	400円
11級	350円

県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課税される税金で、みなさんがたばこを購入するときにその代金の中に含まれるものです。

◆ 納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)及び卸売販売業者

◆ 納める額

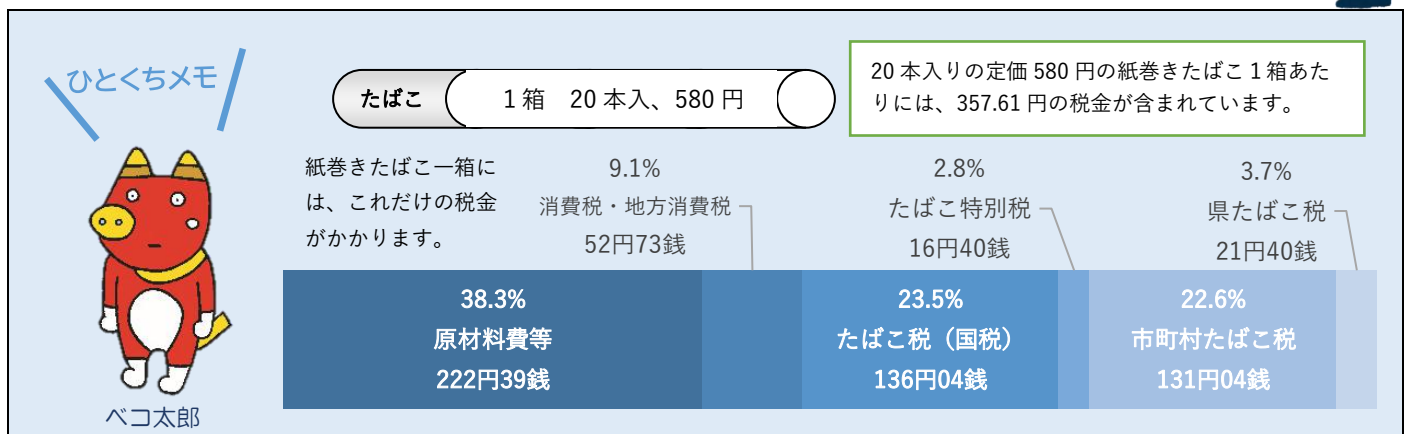
製造たばこ	1,000本につき	1,070円
-------	-----------	--------

◆ 申告と納税

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、県に納めます。

◆ その他

国と市町村にも、同じように一定の金額がたばこ税として納められます。



狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護及び狩猟行政の費用に充てられる目的税です。

◆ 納める人

狩猟者の登録を受ける者

◆ 納める額

区	分	納める額
第1種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃・ 空気銃※)	① 県民税の所得割額の納付を要する者	16,500 円
	② 県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者及び扶養親族（農業等に従事する者を除く）	
	上記以外の者（軽減税率適用（注））	11,000 円
網猟免許 又は わな猟免許	① 県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	② 県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者及び扶養親族（農業等に従事する者を除く）	
	上記以外の者（軽減税率適用（注））	5,500 円
第2種銃猟免許（空気銃）※第一種銃猟免許所持者が空気銃のみを使用する場合を含む		5,500 円

（注） 軽減税率の適用を受けるためには、住所地の市町村が発行する当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない旨等の証明書添付が必要となります。

◆ 特例制度

平成27年4月1日から令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当するものの税率は、「非課税」又は上記税率の「2分の1」となります。

狩猟登録者の区分	特例措置
対象鳥獣捕獲員	非課税
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	非課税
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に従事した者（注）	税率2分の1



（注） 「狩猟者登録を申請する前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて、当該許可に係る鳥獣捕獲を行った者及び当該許可者に従事した者」に該当する場合、特例措置が適用されます。

◆ 納税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に県の証紙を貼って、納めることになっています。

産業廃棄物税

この税金は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用の一部に充てられる法定外目的税です。

◆ 納める人

産業廃棄物を排出した事業者

◆ 納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円

◆ 申告と納税

埋立処分を委託された最終処分者が、排出した事業者から処理料金とあわせて受け取り、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月のそれぞれの期間の翌月末日までに、県に申告して納めることになっています。

なお、産業廃棄物を自ら設置する最終処分場で処分する場合は、自ら県に申告して納めます。

県税の申告と納税

税 目	申 告 期 限	納 税 の 時 期 と 方 法	
個 人 県 民 税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を 1 月末日	6 月から翌年 5 月まで毎月徴収して翌月 10 日	給与支払者が特別徴収して納入
	給与所得者以外の者は 3 月 15 日	6 月・8 月・10 月・翌年 1 月 市町村によって異なる場合があります	普通徴収
法 人 県 民 税	事業年度が終了した日の翌日から原則として 2 か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月 10 日	〃	申告納入
県 民 税 配 当 割	配当等を支払った翌月 10 日	〃	〃
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1 年分を翌年 1 月 10 日	〃	〃
個 人 事 業 税	3 月 15 日	8 月及び 11 月	普通徴収
法 人 事 業 税	事業年度が終了した日の翌日から原則として 2 か月以内	申告と同じ	申告納付
不 動 産 取 得 税	取得した日から 60 日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
自 動 車 税	新規及び変更登録のとき	5 月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
鉦 区 税	納税義務の発生又は消滅の日から 7 日以内	5 月	普通徴収
固 定 資 産 税	1 月 31 日	4 月・7 月・12 月・翌年 2 月	〃
地 方 消 費 税	譲渡割：事業年度が終了した日の翌日から原則として 2 か月以内 個人の場合は翌年の 3 月末日まで（消費税と併せて）	申告と同じ	申告納付
	貨物割：課税貨物を保税地域から引取るとき（消費税と併せて）		
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日 (特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者は、輸入のときまで)	〃	申告納入（付）
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月末日	〃	申告納入
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	〃	申告納付
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	〃	証紙徴収
産 業 廃 棄 物 税	3 か月分を翌月（1 月・4 月・7 月・10 月）末日	〃	申告納入（付）

〔用語の説明〕

特 別 徴 収	県に代わって勤務先の経営者等が税金を預かり、納税します。
普 通 徴 収	県から納税者に直接納税通知書が送付され、その納税通知書により納税します。
申 告 納 入	県に代わって勤務先の経営者等が税金を預かり、納める税金を申告のうえ、納税します。
申 告 納 付	納税者自身が納める税金を申告のうえ、納税します。
証 紙 徴 収	県が発行する証紙を購入することにより、証紙で税金を納税します。

納める方法

		eL-QR のある納付書	eL-QR のない納付書
県指定金融機関	東邦銀行の全支店	○	○
県収納代理金融機関	県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、各農業協同組合等	○	○
東北 6 県の ゆうちょ銀行、郵便局	各支店・店舗	○	○
全国の eL-QR 対応金融機関 (上記以外の金融機関)	詳細は、eLTAX のホームページ をご覧ください。(注 1) ※eL-QR が印字されていない納 付書では納付できません。	○	× 納められる場合があ りますが、手数料が 発生することがあり ます。
スマートフォン決済アプリ	詳細は地方税お支払サイトをご 覧ください。 ※地方税お支払サイトは、令和 8 年 9 月 24 日から、eL お支払サ イトに名称変更します。	○	×
クレジットカード		○ 手数料が発生します。	×
インターネットバンキング等		○	×
コンビニエンスストア	対象店	○ コンビニ用バーコー ドのあるものに限る。	×
地方振興局県税部	福島県の各地方振興局県税部	○	○

注 1 [eLTAX ホームページ] <https://www.eltax.lta.go.jp/>

令和 8 年 9 月 24 日以降の新 URL <https://www.lta.go.jp/> (地方税共同機構)

納税方法 (補足)

コンビニエンスストア 対象店	スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、TOMONY (トモニー)、ニューヤマザキデイリーストア、ファミマ!!、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK (マルチメディアキオスク) 設置店 (コンビニ以外の店舗を含む。無人端末機は除く。)
地方税お支払サイト	パソコンやスマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスし、「eL-QR」を読み込む、又は「eL 番号」を入力することにより、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付することができます。 [地方税お支払サイト] https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser
スマートフォン決済アプリ	「eL-QR」の読取りに対応したスマートフォン決済アプリで納付することができます。 対応しているアプリや納付方法等の詳細については「地方税お支払サイト」をご確認ください。



▲地方税お支払サイト

口座振替による納税（個人事業税）

- 個人事業税については、電話料金や電気料金などと同じように、口座振替による納税制度があります。この制度を利用すると、預金口座から自動的に納税されるため、納税が簡単で便利になります。ぜひ、ご利用ください。

〈口座振替のメリット〉

- ① 納期の都度、金融機関に出向く必要がなくなります。
- ② 納め忘れを防ぐことができます。

〔口座振替の手続き〕

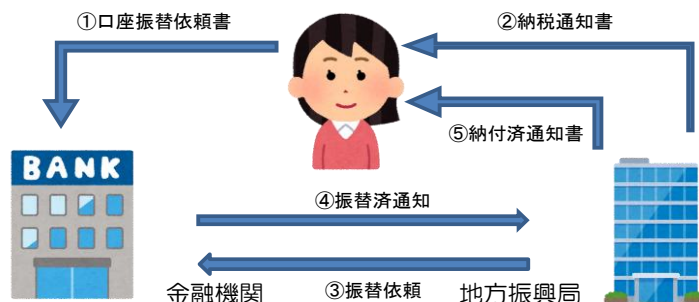
この制度を利用したい方は、口座振替依頼書を希望する金融機関（福島県内に限る）の確認を受けた上で、地方振興局県税部に提出してください。

〔取扱金融機関〕

県内の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合など（ゆうちょ銀行、郵便局、商工組合中央金庫、山形銀行、七十七銀行、漁協を除きます。）

〔利用できる預金〕

当座預金、普通預金、納税準備預金



納税貯蓄組合

◆ 納税貯蓄組合とは

納税にあたっては、日頃から計画的に納税資金を準備しておく必要があります。しかし、自分一人だけで長期的に資金を準備することは、なかなか実行しにくいことです。そこで、納税のための貯蓄をしようとする人々が集まって、自主的に組織した団体が納税貯蓄組合です。県内では5団体が活動しています（令和8年4月1日現在）。

◆ 組合への加入方法

加入を希望する納税貯蓄組合の組合長に、お問い合わせください。※ 納税貯蓄組合がない地域もあります。

◆ 組合の利点

- (1) 組合の業務に係る書類などには、印紙税が課税されません。
- (2) 納税貯蓄組合預金の利子については、原則として所得税が課税されません。



電子申告、電子納税、電子申請・届出

県では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、軽油引取税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税の電子申告、電子納税、電子申請・届出を受け付けています。

インターネットでオフィスや自宅から簡単にお手続きができますので、ぜひご利用ください。

◆ 利用準備の手順

- (1) 利用のために、あらかじめ電子証明書を取得しておく（税理士関与の申告の場合は不要です）
- (2) eLTAX のホームページで利用届を行い、利用者 ID を受け取る
- (3) 電子申告のための専用ソフトをダウンロードする

※ 詳細は、eLTAX のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

【参考】e-Tax（国税）の概要

国税においても、eLTAX と同様、電子申告、電子納税、電子申請・届出ができます。

利用準備の手順などについては、e-Tax のホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

◆ 大法人の電子申告義務化

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告は、eLTAXによる提出が義務化されています。

- (1) 対象税目：法人事業税、特別法人事業税及び法人県民税
- (2) 対象法人：① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人、特定目的会社
- (3) 適用日：令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から適用
- (4) 対象書類：確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算による中間申告、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類



◆ 「地方税共通納税システム」による納付

自宅やオフィスから地方税の納付手続きを電子的に行い、すべての地方団体に対して、一括して電子納付することができます。令和5年4月から支払い方法が増え、パソコンやスマートフォンから地方税の納付ができる地方税お支払サイトも追加されています。詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

- 対象税目 … 法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税（地方法人特別税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、軽油引取税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税

納税の猶予・減免

税金は納期限までに納めなければなりません。納税者が災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、納税の猶予・減免などが認められます。納税の猶予、減額、免除などを受けるためには、申請が必要です。

◆ 納税の猶予

1 徴収猶予

次の理由により、税金を一時に納付（納入）することができないと認められる場合には、徴収が猶予されます。
なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。
猶予される期間は、1年以内（事情により最長2年まで）です。

- (1) 財産が災害（震災・風水害・火災など）又は盗難にあったとき
- (2) 本人や生活をともしする親族が病気又は負傷したとき
- (3) 事業を廃業又は休業したとき
- (4) 事業に大きな損失を受けたとき

2 申請による換価の猶予

税金を一時に納付（納入）することで生活の維持、事業の継続が困難になると認められ、猶予を受けようとする税金の納期限から6か月以内に申請した場合には、換価の猶予が適用されます。
なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。
猶予される期間は、1年以内（事情により最長2年まで）です。

◆ 県税の減免（主なもの）

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額又は免除されることがあります。

1 個人県民税

市町村民税が減免されたとき

2 個人事業税

- (1) 災害により事業用資産に被害を受けたとき
- (2) 災害により居住用資産に被害を受けたとき
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき

3 不動産取得税

- (1) 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を被災後3年以内に取得したとき
- (2) 取得した不動産がその取得直後に災害を受け、滅失又は損壊したとき

4 自動車税

- (1) 災害により自動車に被害を受け、修繕を要したとき
- (2) 災害により自動車を使用することができない期間があるとき

自動車税の「身体障がい者等の減免」については、P.22～P.23をご覧ください。

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除

福島県では、財政基盤の脆弱な立上げ期における特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）の財政・運営面を支援することを目的として、次の県税の課税免除の措置を講じています。

◆ 法人県民税（均等割）

- 税法上の収益事業を行わない NPO 法人
法人県民税の均等割が免除されます。
- 税法上の収益事業を行う NPO 法人
NPO 法人の設立の日以後 3 年以内に終了する事業年度のうち、益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る法人県民税の均等割が免除されます。

◆ 不動産取得税

NPO 法人の設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産を無償で取得した場合、不動産取得税が免除されます。

◆ 自動車税環境性能割

NPO 法人の設立の日以後 3 年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車を無償で取得した場合、自動車税環境性能割が免除されます。

延滞金・加算金

◆ 延滞金

納期限までに県税を納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次の率により算出されます。

- 延滞金の率
 - 納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間 …………… 年 7.3%（日歩 2 銭）
 - 納期限の翌日から 1 か月を経過した日から納税の日までの期間 …………… 年 14.6%（日歩 4 銭）
- ただし、平成 12 年 1 月 1 日以降については、以下のとおりとなります。

	平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	令和 3 年 1 月 1 日以降
納期限の翌日から 1 か月 を経過する日までの期間	「特例基準割合」(※ 1) が年 7.3% に満たない場合は、「特例基準割 合」の率	「特例基準割合」(※ 2) が年 7.3% に満たない場合は、「特 例基準割合」に年 1% の割合 を加算した率	「延滞金特例基準割合」(※ 3) が年 7.3% に満たない場合 は、「延滞金特例基準割合」に 年 1% の割合を加算した率
納期限の翌日から 1 か月 を経過した日から納税の 日までの期間	年 14.6%	「特例基準割合」(※ 2) が年 7.3% に満たない場合は、「特 例基準割合」に年 7.3% の割合 を加算した率	「延滞金特例基準割合」(※ 3) が年 7.3% に満たない場合 は、「延滞金特例基準割合」に 年 7.3% の割合を加算した率

(注) ※ 1 「各年の前年の 11 月 30 日を経過するときの日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率」+ 4 %
の割合をいいます。

※ 2 「各年の前々年の 10 月から前年 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除し
た割合として各年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合」+ 1 % の割合をいいます。

※ 3 「各年の前々年の 9 月から前年 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除し
た割合として各年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合」+ 1 % の割合をいいます。

期 間	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間
平成11年12月31日まで	7.3%	14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%	14.6%
}		
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	2.4%	8.7%
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	2.8%	9.1%

◆ 加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車税環境性能割・軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また、税を免れようとしたときに徴収されます。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合又は増額の更正を受けた場合に徴収されます。

● 納める額・・・増差税額の10/100

なお、増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

2 不申告加算金

期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

● 納める額・・・納める税額の15/100

なお、納める税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

さらに、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、納める税額が300万円を超えるときは、その超える部分の税額の15/100が加算されます。

ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合は、納める税額の5/100となります。

3 重加算金

故意に税を免れようとしたときに徴収されます。

このときには、過少申告加算金・不申告加算金は徴収されません。

● 納める額

期限内に申告をしている場合……………増差税額の35/100

期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合……………納める税額の40/100

不申告加算金及び重加算金に係る加重措置

平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前までの日までに、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%加算されます。

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があり、前年度及び前々年度のその税目について不申告加算金又は重加算金が課されるべきと認められるときは、その期限後申告等の加算金の割合に10%加算されます。

納税証明書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

◆ 一般用納税証明書

この納税証明書は、県税に関する課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

- 請求窓口
各地方振興局県税部
 - 請求の際に必要なもの
 - ・ 本人又は代理人の公的身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書、パスポート等）
 - ・ （代理人が請求する場合）委任状※ 住所、氏名が確認できるものに限りします。
 - 交付手数料
1 税目 1 通につき、400 円（福島県収入証紙 または 各種キャッシュレス決済）
 - 使用目的
入札参加資格申請、建設業許可（変更）申請、県営住宅入居申請、金融機関提出、自動車の抹消・名義変更等
- ※ 建設業許可（変更）申請に係る納税証明書は、各建設事務所への申請時に「納税情報の確認に関する同意書」を提出することで、添付を省略することができます。

◆ 自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

この納税証明書は、車検更新時（構造等変更検査）に使用するものです。

平成 27 年 4 月から、運輸支局においても車検更新時の自動車税の納税確認を電子的に行えるようになりました。これにより、運輸支局の窓口で納税確認ができる場合は、納税証明書の提示を省略することができます。

ただし、納税後、運輸支局で納税確認ができるのは、納付手続完了日から 3 開庁日後からとなりますので、納税後すぐに車検を受ける場合は、納税証明書を運輸支局にご提示ください。

- 請求窓口
各地方振興局県税部
- 請求の際に必要なもの
 - 〈本人の場合〉
 - ・ 車検証の原本又は公的身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）…※ 1
 - 〈代理人の場合〉
 - ・ 車検証の原本又は委任状
 - ・ 代理人の公的身分証明書※ 2（マイナンバーカード、運転免許証等）…※ 1※ 1 住所、氏名が確認できるものに限りします。
※ 2 委任状を使用して請求する場合のみ必要となります。
- 交付手数料
無料

自動車税のオンラインでの納税確認について

令和 5 年 7 月から、福島県自動車税納税確認システム（F-JNKS）の運用を開始しました。自動車の登録番号及び車台番号の下 4 桁を入力することで、自動車税の納税が済んでいるか確認することができます。

当システムで納税済であることが確認できる自動車は、車検更新時の納税確認を電子的に行うことができますので、運輸支局の窓口での納税証明書の提示を省略することができます。

詳細は県税務課ホームページ内の「F-JNKS 特設サイト」をご覧ください。



検索ワード： F-JNKS

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu5.html>



滞納処分

納期限までに県税を納付していただけなかった方には、督促状などを送付して、自主的な納付の催告を行います。

地方税法では、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにその県税が完納されない場合は、差押えをしなければならないとされています。督促状などでも納付していただけない場合は、この法律の規定に基づき、財産差押えなどの滞納処分を実施します。

差押財産（物件）の公売

滞納処分により差し押さえた財産が、不動産や動産、自動車などの場合には、売却代金を税金に充てるために公売を実施します。

公売は、各地方振興局県税部で実施しているほか、より多くの方に参加していただけるようインターネット公売も実施しています。

公売における見積価額（最低入札価格）は、公売の特殊性から一般の売買価格よりも低廉で、安価で買受けることもできますので、是非ご活用ください。

県税の救済

◆ 更正の請求

次の税目について申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときには、法定納期限から5年以内（特定のときは、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り、更正の請求をすることができます。

なお、法人県民税及び法人事業税については、特例があります。

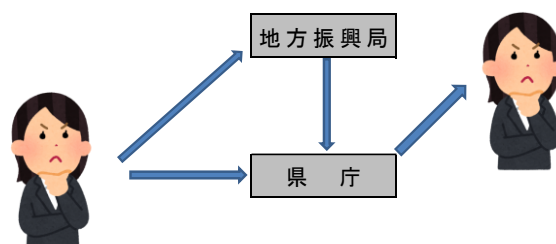
〔対象となる税目〕

法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車税環境性能割
・軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税

◆ 県税に対する不服の申立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服があるときには、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

審査請求は、所管の地方振興局を経由して提出されるようお願いいたします。



東日本大震災に関する県税のお知らせ

法人県民税

東日本大震災により被災した法人については、一定の要件を満たす場合に申請により減免を受けることができます。

◆ 要件

平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 10 日までに終了する各事業年度の損益計算書に計上されている東日本大震災に係る特別損失額の合計額が、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格の 2 分の 1 以上であること。

◆ 減免する額

- 法人税割 税率 1 % 相当額
- 均等割 全額

◆ 対象となる事業年度

平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 10 日までに終了する各事業年度分

◆ 対象となる法人

上記の「要件」を満たし、かつ、個別申請により平成 27 年 3 月 31 日以降、申告・納付の期限延長措置を受けている法人

◆ 申請期限

個別申請により認められた申告納付期限

◆ 申請手続

確定申告の申告納付期限までに、申請書及び添付書類を管轄の地方振興局県税部へ提出することとなります。

個人事業税

東日本大震災により被災した個人事業者については、一定の要件を満たす場合に申請により減免を受けることができます。

減 免 の 対 象	税 額 の 減 免 割 合	
震災により個人事業主が亡くなった場合	10 分の 10	
[自己の所有する事業用資産] 震災によりその資産価格の 1/2 以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の所得金額が 1,000 万円以下である場合	前年中の所得金額が 500 万円以下の場合	10 分の 10
	前年中の所得金額が 500 万円を超え、750 万円以下の場合	10 分の 5
	前年中の所得金額が 750 万円を超え、1,000 万円以下の場合	10 分の 2.5
[自己の所有する住宅及び家財] 震災によりその資産価格の 3/10 以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の合計所得金額が 500 万円以下である場合	損害金額が資産価格の 1/2 以上である場合	10 分の 5
	損害金額が資産価格の 3/10 以上、1/2 未満である場合	10 分の 2.5

※ 複数に該当する場合は、いずれか一つの適用となります。

◆ 対象となる年度

平成 22 年中又は平成 23 年中の事業所得に係る個人事業税

※ 震災により個人事業主が亡くなった場合は、両年とも減免対象となります。

※ すでに、平成 22 年中又は平成 23 年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は、対象になりません。

◆ 申請手続

○ 申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。

※ 納付時期が 2 回に分割されている場合は、最初の納期限までとなります。

○ 「個人事業税減免申請書」のほかに、「罹災証明書」などの書類提出が必要となります。

不動産取得税

家屋を建て替えた場合の特例措置

東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除を受けることができます。

◆ 特例控除の対象となる方

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 特例控除の対象となる不動産

令和11年3月31日までに取得された代替家屋及びその敷地

※ 罹災証明書における被害区分が「一部損壊」の場合は、特例控除の対象となりません。

◆ 特例控除額の算定方法

【家屋】	代替家屋の固定資産評価額	×	$\frac{\text{被災した家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$
【土地】	代替家屋の敷地の固定資産評価額	×	$\frac{\text{被災した家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$

◆ 提出書類

「罹災証明書」、被災家屋等の「固定資産課税台帳登録事項証明書」などの書類提出が必要となります。

居住困難区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、居住困難区域（帰還困難区域又は居住制限区域をいいます。以下同じ。）内にある家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除（減免）を受けることができます。

◆ 特例控除（減免）の対象となる方

原子力災害により居住困難区域に指定された区域内にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 特例控除（減免）の対象となる不動産

平成23年3月11日から居住困難区域の指定が解除された日から4年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

◆ 特例控除額の算定方法

【家屋】	代替家屋の固定資産評価額	×	$\frac{\text{居住困難区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$
【土地】	代替家屋の敷地の固定資産評価額	×	$\frac{\text{居住困難区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$

※ 居住困難区域の指定が解除された日から3か月（代替家屋が新築の場合は1年）経過後4年を経過する日までの間に取得された場合は、上記により算定された額に税率を乗じた額が減免されます。

（「※」に記載する減免は、福島県内の不動産に限ります。）

◆ 提出書類等

特例控除（減免）を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により減免を受けることができます。

◆ 減免の対象となる方

原子力災害により避難指示解除準備区域に指定された区域内にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 減免の対象となる不動産

平成23年3月11日から避難指示解除準備区域の指定が解除された日から4年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

※ 福島県内の不動産に限ります。

◆ 減免となる額の算定方法

$$\begin{aligned} \text{【家屋】} & \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{避難指示解除準備区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \text{税率} \\ \text{【土地】} & \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \times \frac{\text{避難指示解除準備区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}} \times \text{税率} \end{aligned}$$

◆ 提出書類等

減免を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

被災代替農用地に係る特例措置

東日本大震災や原子力災害により、被害を受けた農用地に代わる農用地を取得した場合にも、同様の特例制度があります。

自動車税・自動車取得税

※ 令和元年10月1日～令和8年3月31日までに取得された自動車については、それぞれ自動車税種別割・自動車税環境性能割に読み替えてください。

<地震・津波により被災した自動車>

地震又は津波により被災した自動車に代わる自動車を取得した場合の非課税措置

※ 当該非課税措置は令和3年3月31日までに取得した自動車対象です。

被災した自動車の代わりの自動車（以下「代替自動車」といいます。）を取得した場合、申請により自動車取得税（自動車税環境性能割）及び一定期間の自動車税（自動車税種別割）が非課税となります。

◆ 非課税の要件

震災時に被災自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）であった方が、被災した自動車を永久抹消登録等をして、平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に代替自動車を取得すること。

◆ 非課税となる税と期間

自動車取得税	平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
自動車税	平成24年度までに取得した自動車 : 平成25年度分まで
	平成25年度に取得した自動車 : 平成25年度及び平成26年度分
	平成26年度に取得した自動車 : 平成26年度及び平成27年度分
	平成27年度に取得した自動車 : 平成27年度及び平成28年度分
	平成28年度に取得した自動車 : 平成28年度及び平成29年度分
	平成29年度に取得した自動車 : 平成29年度及び平成30年度分
	平成30年度に取得した自動車 : 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）分
	平成31年度（令和元年度）に取得した自動車 : 平成31年度（令和元年度）及び令和2年度分 令和2年度に取得した自動車 : 令和2年度及び令和3年度分

◆ 申請手続

申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

<原子力災害により被災した自動車>

対象区域内自動車に係る自動車税の特例

原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内（以下「対象区域内」といいます。）に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等をした場合は、申告により抹消日に関わらず平成 23 年度以降の自動車税が課されません。

◆ 申請手続

申請には、「対象区域内用途廃止等自動車に係る特例に関する申告書」などが必要となります。

対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免

原子力災害により、対象区域内に放置していた期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税の減免を受けることができます。

◆ 申請手続

- 申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。
- 申請には、「自動車税減免申請書」などが必要となります。

原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を取得した場合の非課税措置

※ 当該非課税措置は令和 3 年 3 月 31 日までに取得した自動車対象です。

対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりの自動車（以下「代替自動車」といいます。）を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税（代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除）となります。

◆ 非課税（納税義務の免除）の要件

用途廃止した自動車の平成 23 年 3 月 11 日時点での所有者（割賦販売の場合は使用者）が、用途廃止した自動車の代替自動車を、平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に取得すること。

◆ 非課税となる税と期間

自動車取得税 (自動車税環境性能割)	平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までに取得した自動車・軽自動車
自動車税 (自動車税種別割)	平成 24 年度までに取得した自動車 : 平成 25 年度分まで
	平成 25 年度に取得した自動車 : 平成 25 年度及び平成 26 年度分
	平成 26 年度に取得した自動車 : 平成 26 年度及び平成 27 年度分
	平成 27 年度に取得した自動車 : 平成 27 年度及び平成 28 年度分
	平成 28 年度に取得した自動車 : 平成 28 年度及び平成 29 年度分
	平成 29 年度に取得した自動車 : 平成 29 年度及び平成 30 年度分
	平成 30 年度に取得した自動車 : 平成 30 年度及び平成 31 年度（令和元年度）分
	平成 31 年度（令和元年度）に取得した自動車 : 平成 31 年度（令和元年度）及び令和 2 年度分
	令和 2 年度に取得した自動車 : 令和 2 年度及び令和 3 年度分

◆ 申請手続

申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

軽油引取税

特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、災害などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。

◆ 減免する税額

〔 災害その他特別の事情により、使用できなくなったと認められる軽油の数量 〕 × 15 円

◆ 申請手続

- 申請期限は、納期限までとなります。
- 申請には、「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。

福島復興再生特別措置法による県税の課税免除

◆ 制度の概要

福島復興再生特別措置法の改正（令和3年4月1日施行）により、既存の税制（企業立地促進税制、確認事業者への特例）に加えて、風評税制及びイノベ税制が追加されました。

それぞれの特例の対象区域内において、対象事業者が、一定の事業用の施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物等）を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

特例制度	対象事業者	対象区域（市町村）
企業立地促進税制	知事の「 <u>認定</u> 」を受けた事業者	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各一部
確認事業者への特例	知事の「 <u>確認</u> 」を受けた事業者	
風評税制	知事の「 <u>指定</u> 」を受けた事業者	福島県内全域
イノベ税制	知事の「 <u>認定</u> 」を受けた事業者	いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の各一部

令和 8 年度税制改正等の概要（県税関係）

税金の種類	内 容	適 用
個人県民税	◆ <u>ふるさと納税制度の見直し</u> 寄附金税額控除に係る特例控除額の控除限度額を、所得割額の 100 分の 20 に相当する金額と 77 万 2 千円とのいずれか低い金額とする。 ◆ <u>県民税利子割に係る清算制度の導入</u> インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税收帰属を調整する清算制度を導入。	令和 9 年 1 月 1 日から 令和 8 年度分の利子割から適用
法人事業税	◆ <u>課税の特例措置の適用期限の延長</u> 電気供給業を行う法人に対する課税標準の特例措置の適用期限を 3 年延長する。	令和 11 年 3 月 31 日まで
不動産取得税	◆ <u>免税点の引き上げ</u> 土地の取得にあっては 16 万円（改正前：10 万円）に、家屋の取得のうち建築に係るものにあっては一戸につき 66 万円（改正前：23 万円）に、その他のものにあっては 1 戸につき 34 万円（改正前：12 万円）にそれぞれ引き上げる。	令和 8 年 4 月 1 日から
	◆ <u>課税の特例措置の床面積要件の見直し</u> 住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置の床面積要件を 40 m²以上 240 m²以下（改正前：50 m²以上 240 m²以下）とする。	令和 8 年 4 月 1 日から
	◆ <u>課税の特例措置の適用期限の延長</u> 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を 5 年延長する。	令和 13 年 3 月 31 日まで
	◆ <u>重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設</u> 重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する不動産について、課税標準を価格の 1/2 とする。	令和 10 年 3 月 31 日まで
軽油引取税	◆ <u>当分の間税率の廃止</u> 当分の間税率（いわゆる暫定税率）を廃止する。	令和 8 年 4 月 1 日から
自動車税	◆ <u>環境性能割の廃止</u> 環境性能割を廃止し、種別割を自動車税とする。	令和 8 年 4 月 1 日から

軽減制度	◆ <u>地方活力向上地域内における課税免除の適用期限の延長</u> 地方活力向上地域内における事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の適用期限を2年延長する。	令和10年3月31日まで
	◆ <u>特定事業活動施設等を取得した場合における課税免除の適用期限の延長</u> 県内において、一定の特定事業活動施設等を取得した場合における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を3年延長する。	令和11年3月31日まで
	◆ <u>新産業創出等推進事業促進区域内における課税免除の適用期限の延長</u> 新産業創出等推進事業促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を3年延長する。	令和11年3月31日まで
	◆ <u>企業立地促進区域及び避難解除区域等内における課税免除の適用期限の延長</u> 企業立地促進区域及び避難解除区域等内における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を3年延長する。	令和11年3月31日まで
	◆ <u>福島県特定復興産業集積区域内における課税免除の適用期限の延長</u> 福島県特定復興産業集積区域内における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用に係る取得期限を、やむを得ない事情がある場合に限り、2年延長する。	令和10年3月31日まで

お問い合わせ

県税について

名称	所在地	代表電話番号	担当区域等
県北地方振興局県税部	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 (北庁舎 4 階)	024-521-2680	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市南一丁目 94	024-935-1235	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町 269	0248-23-1512	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5	0242-29-5235	会津若松市、喜多方市、耶麻 郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋 甲 4277-1	0241-62-5212	南会津郡
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1123	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本 15	0246-24-6024	いわき市
県 庁 税 務 課 県庁税務システム課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	024-521-7067	県税制、県税の賦課徴収
		024-521-7730	税務電算システム

市町村税について（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税など）

市役所又は町村役場へお問い合わせください。

国税について（所得税、法人税、消費税など）

名称	所在地	電話番号	担当区域
福 島 税 務 署	〒960-8620 福島市森合町 16-6	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
会 津 若 松 税 務 署	〒965-8686 会津若松市城前 1-82	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町、 猪苗代町、河沼郡、大沼郡
郡 山 税 務 署	〒963-8655 郡山市堂前町 20-11	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
い わ き 税 務 署	〒970-8611 いわき市平字菱川町 6-3	0246-23-2141	いわき市
白 河 税 務 署	〒961-8611 白河市中田 5-1	0248-22-7111	白河市、西白河郡、東白川郡
須 賀 川 税 務 署	〒962-0844 須賀川市東町 135-1	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜 多 方 税 務 署	〒966-0893 喜多方市字花園 38	0241-24-5050	喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村、 西会津町
相 馬 税 務 署	〒976-8602 相馬市中村字塚ノ町 65-16 相馬市振興ビル四階	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬 郡
二 本 松 税 務 署	〒964-0911 二本松市亀谷 1-29	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡
田 島 税 務 署	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字寺前 甲 2939-2	0241-62-1230	南会津郡

(注) 国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページでチャットボット（ふたば）やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル（0570-00-5901）に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。



令和 8 年度 くらしと県税 福島県総務部税務課
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 TEL 024-521-7067
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/>

